

2023年1月26日開始 電子処方箋について

01

「電子処方箋」が始まります

令和5年1月から、「電子処方箋」が始まります

- 令和5年1月から、これまで紙でやり取りしていた処方箋をオンラインで行う「電子処方箋」の仕組みが始まります。
- 医療機関・薬局間の処方箋のやり取りが効率化されるだけでなく、電子的に記録されたお薬のデータを活用し、患者自身のお薬の把握や健康増進への第一歩となることが期待されます。



2023年1月26日から電子処方箋が始まります

【医療情報の連携に必要な仕組みの導入】

オンライン資格確認により、資格確認業務が効率化され、レセプトに基づく過去の薬剤情報が参照可能になる。顔認証付きカードリーダーやネットワーク回線などは、オンライン資格確認だけでなく、**医療情報を連携するための基盤**となる。

STEP1

STEP2

STEP3

【連携できる医療情報の更なる拡大へ】

検査結果情報なども連携可能になる。

【処方箋に基づくお薬のデータ連携へ】

電子処方箋の導入により、オンライン資格確認の仕組みを基盤として、処方箋のデータを医療機関・薬局、患者間で連携可能になる。

基本的な考え方

- オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療DXの基盤となるもの。

具体的な内容

（療養担当規則等（省令）、2023年4月施行）

- 保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務化
- 現在、紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局※は、院内等の電子化が進んでいない現状に鑑み、オンライン資格確認導入の義務化の例外とする。

※電子請求の義務化時点で65歳以上（75歳以上程度の医師等）・手書き請求

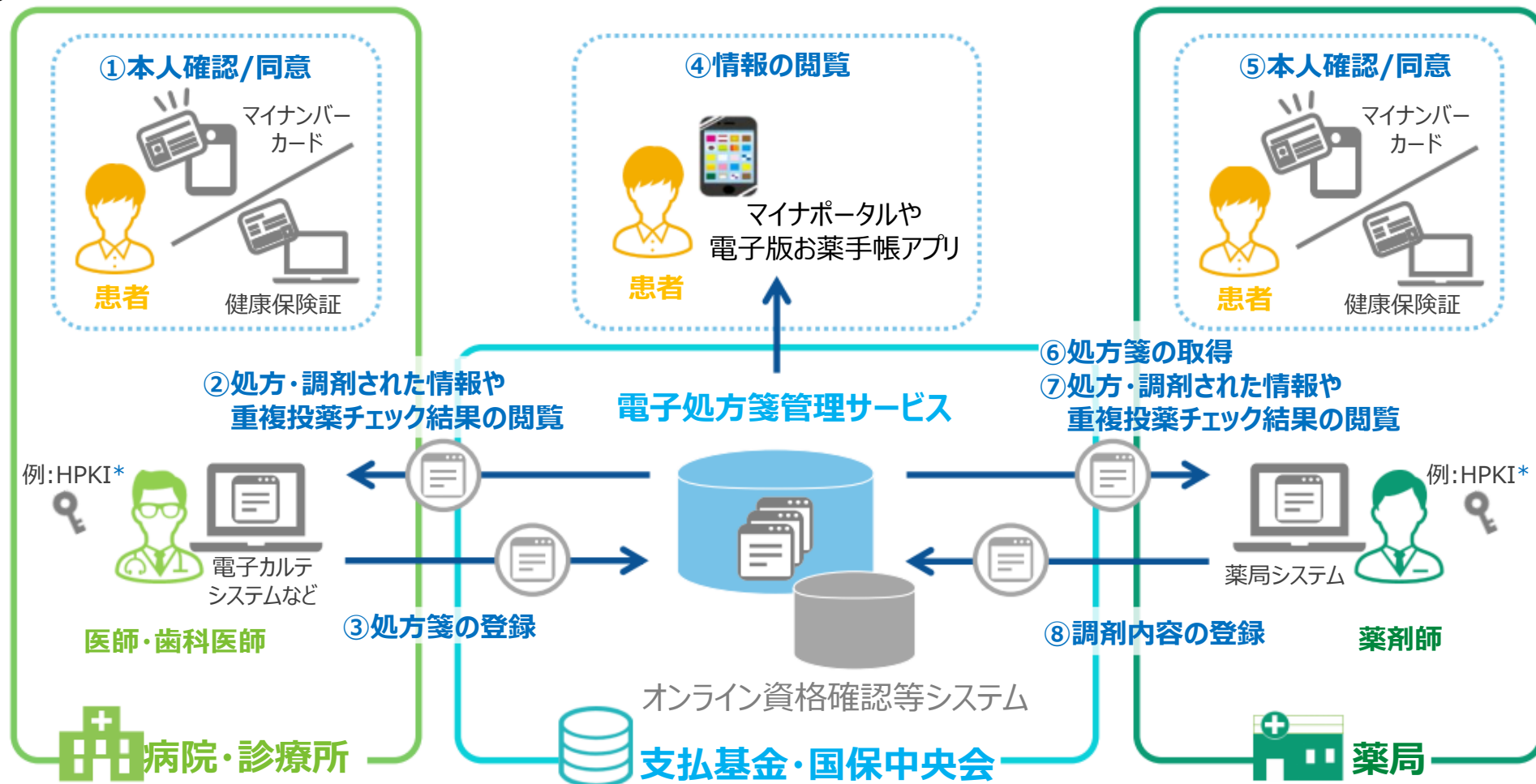
02

電子処方箋ってどんな仕組みなの？

電子処方箋とは

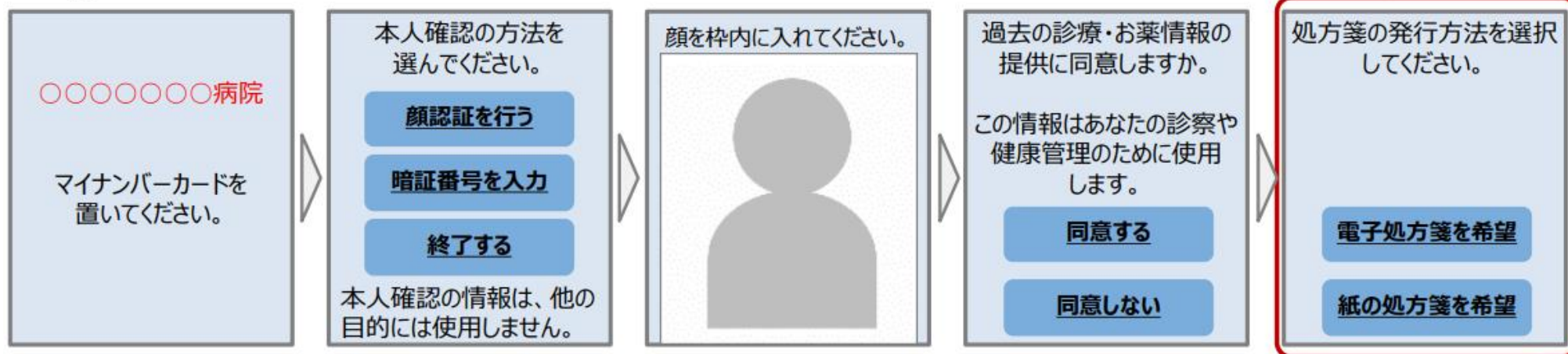
電子処方箋とは、**電子的に処方箋のやり取りをする仕組み**です。導入により**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報**の閲覧、それらを活用した**重複投薬チェック**などを行えるようになります。

*HPKI：保健医療福祉分野の公開鍵基盤(Healthcare Public Key Infrastructure)の略称で、医療現場において、公的資格の確認機能を有する電子署名や電子認証を行う基盤。



Step① 患者さんによる「本人確認／同意」

電子処方箋か紙の処方箋かは患者さんが選択する

顔認証付きカードリーダー
の画面遷移イメージ

※マイナンバーカードでの受付のケースを記載（主な画面のみ）

健康保険証での受付の場合：受付窓口等で患者さんに処方箋発行形態（電子/紙）を確認

電子/紙に関わらず、今回の処方薬と過去の処方薬との重複チェックを
電子処方箋管理サービスで行うことができる



電子カルテシステムなど

処方オーダー入力画面（イメージ）

【XXXX病院】 診療(99999999) - テスト太郎 - 医師1																																						
ファイル	印刷	診療記録	オーダー																																			
診療終了	9999999971070 1966(S41)年5月26日生(56歳1か月)		医師1(総合内科)																																			
診療取消	男性	テスト太郎	2022年7月25日																																			
		170.00cm 65.00kg	054ログイン																																			
予約	2022/7/25 2022/7/1 2022/6/1																																					
処方	【診療記録】 修正可		2022/7/25																																			
注射	+新規【処方】 外来																																					
機体検査	処方オーダー入力																																					
機体検査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>RP</th> <th>薬剤名</th> <th>使用量</th> <th>単位</th> <th>ｺﾓﾝﾄ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RP.01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ﾌﾗﾏﾐﾄﾞ錠10mg</td> <td>1</td> <td>錠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ｲﾌﾋﾞｰ-OD錠2.5</td> <td>1</td> <td>錠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ﾊﾞﾚｼｵﾝ0.25mg</td> <td>1</td> <td>錠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ﾌｽｶﾞﾗｶﾙﾐ錠300mg</td> <td>1</td> <td>錠</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日1回 朝食後</td> <td>7</td> <td>日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		RP	薬剤名	使用量	単位	ｺﾓﾝﾄ	RP.01					1	ﾌﾗﾏﾐﾄﾞ錠10mg	1	錠		2	ｲﾌﾋﾞｰ-OD錠2.5	1	錠		3	ﾊﾞﾚｼｵﾝ0.25mg	1	錠		4	ﾌｽｶﾞﾗｶﾙﾐ錠300mg	1	錠			1日1回 朝食後	7	日		処方ｺﾓﾝﾄ
RP	薬剤名	使用量	単位	ｺﾓﾝﾄ																																		
RP.01																																						
1	ﾌﾗﾏﾐﾄﾞ錠10mg	1	錠																																			
2	ｲﾌﾋﾞｰ-OD錠2.5	1	錠																																			
3	ﾊﾞﾚｼｵﾝ0.25mg	1	錠																																			
4	ﾌｽｶﾞﾗｶﾙﾐ錠300mg	1	錠																																			
	1日1回 朝食後	7	日																																			
放射線ﾒｰﾄ																																						
生理ﾒｰﾄ																																						
内視鏡ﾒｰﾄ																																						
ｶｷﾞ履歴																																						
薬歴照会				過去の薬剤情報																																		
患者履歴				重複チェック																																		
...				登録																																		
				キャンセル																																		

過去のお薬のデータ（イメージ）

処方箋情報				調剤結果情報			
処方	処方	処方	処方	調剤	調剤	調剤	調剤
処方	処方	処方	処方	調剤	調剤	調剤	調剤
2022年7月 3日	テスト処方箋0010000010	調剤	調剤	2022年7月 3日	テスト処方箋0010000010	調剤	調剤
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容				調剤結果内容			
処方箋内容							

重複投薬・併用禁忌のチェック結果（イメージ）

チェック結果画面

チェック結果を確認の上で投薬する場合は、
投薬理由コメントを入力してください。

薬剤 名	剤形	処方薬剤	チェック対象薬剤		メッセージ	投薬理由コメント
			薬剤名	施設名		
アミダール	錠	併用薬1 10.25mg 錠1錠	アミダール 50	内科	本剤の血中濃度が上昇し、 作用の増強及び作用時間の 延長が起こるおそれがある	他に高血圧薬剤が存在しないため
アミダール	錠	併用薬2 AA 20.5mg 錠2錠	アミダール 300mg	内科	血中の尿酸の上昇のおそれ がある	重複や併用禁忌がある状態 で処方する場合、意図を入 力できます

☒ 重複投薬等チェック結果を確認済みです。

重複や併用禁忌がある状態で処方する場合、医師が確認済みである旨を
示す✓を付けることで（必須）、問合せ件数の削減が期待できます。

重複投薬等チェック

重複投薬等チェックとは、過去 100 日以内に患者さんに処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複または併用禁忌がないかを確認する機能

処方チェック結果

イメージ

チェック区分	入力薬剤名	チェック対象薬剤名	備考
併用禁忌 チェック	トリアゾラム錠 0.25mg	イトラコナゾール カプセル50mg	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告
併用禁忌 チェック	L-アスパラギン酸K錠 300mg	エプレレノン錠25mg ※他院（調剤済み）	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告 [血清カリウム値の上昇のおそれがある]

OK

Step③ 医師・歯科医師による「処方箋の登録」



電子/紙に関わらず、処方内容を含む電子ファイルを電子処方箋管理サービスに登録する

電子処方箋を選択した場合



処方内容 (控え) ページ 1 / 1

引換番号: 123456

マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の引換番号を薬局にお伝えください

氏名	発行年月日	有効期限
高田 太郎	2023年 1月31日	年 月 日

※記載欄は、記載日付日より有効です

【医療機関コード】 1300-1-1234567
〒100-0001 東京都港区新橋2丁目1番地3号

医療法人○○会 豊泰病院

TEL (03-XXXX-XXXX) FAX (03-XXXX-XXXX)
(処方箋氏名) 高田 太郎

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

※従来の紙の処方箋と比べ、大幅に項目が変わることはありません。

紙の処方箋を選択した場合



電子処方箋登録
引換番号: 999999

原本

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

【処方内容】

処方内容	単位	日数
【R001】 アムロジウム錠 5mg (高血圧)	錠	7日分
【R002】 カルシウムシタレート錠 300mg	錠	7日分
【R003】 アセトアミノフェン錠 300mg	錠	1錠
【R004】 レバミピド錠 50mg	錠	1日1回分
【R005】 ギンタシン錠 5mg	錠	1日1回分

Step④ 患者さんによる「情報の閲覧」

引換番号・被保険者番号等を事前に薬局に送ることで、
薬局での速やかな調剤、患者さんの待ち時間短縮に繋がる

マイナポータルで過去のお薬のデータを閲覧できます

患者は、マイナポータル上で、医療機関で処方されたお薬及び
薬局で調剤されたお薬のデータを閲覧できるようになります。

処方箋情報 ※2

2023年1月15日
サンプルC病院

引換番号：123456

ロキソプロフェントリウム錠
60mg 「電子工」

内服

調剤数量：3錠 3日分

閉じる ⊖

1回用量：3錠

調剤結果情報 ※2

2023年1月18日
サンプルD薬局（サンプルC病院）

ロキソプロフェントリウム錠
60mg 「電子工」

内服

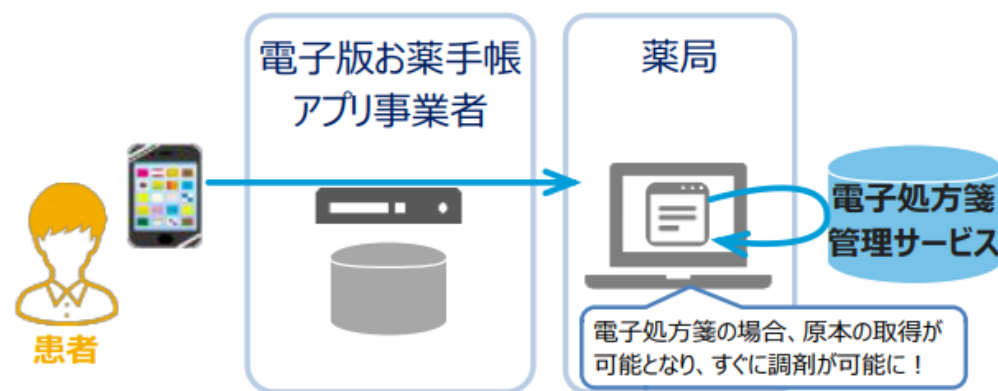
調剤数量：3錠 3日分

閉じる ⊖

1回用量：3錠

引換番号などの事前送付により、患者の待ち時間が短縮されます

患者は、医療機関で渡された引換番号と被保険者番号などを
お薬手帳アプリ経由で薬局に送信し、薬局は処方箋の原本を
取得した後、速やかに調剤ができます。



※1 電子処方箋の仕組みにおける電子版お薬手帳アプリの取扱いについては、電子処方箋の運用ガイドラインに記載予定

※2 画面はイメージ図ですので、実際の画面とは異なる可能性があります。

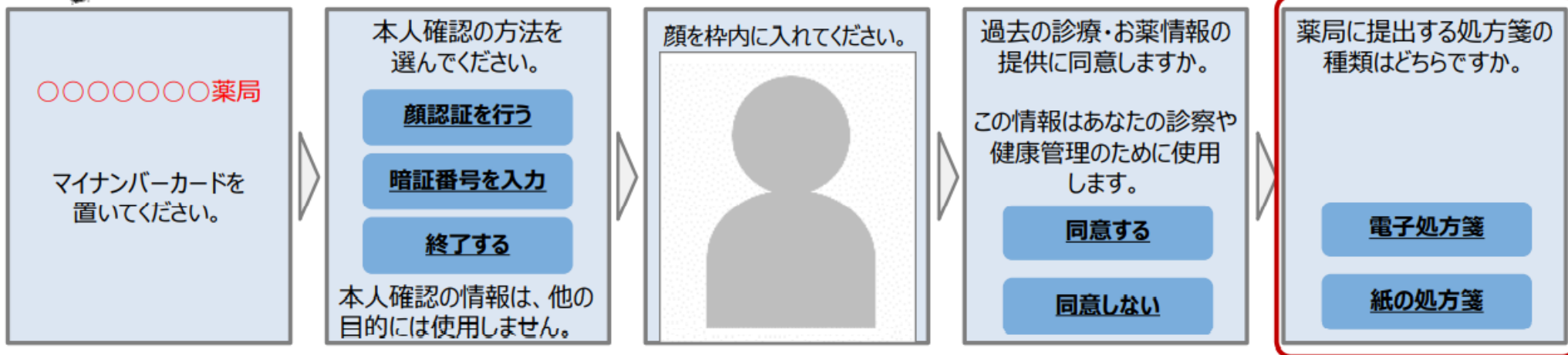
Step⑤ 患者さんによる「本人確認／同意」

医療機関受診時同様、提出する処方箋の種類が電子か紙かは患者さんが選択する



顔認証付きカードリーダー
の画面遷移イメージ

電子処方箋の導入に伴い
新規追加



※マイナンバーカードでの受付のケースを記載（主な画面のみ）

健康保険証での受付の場合：患者さんが引換番号を薬局に提示し、薬局が引換番号と被保険者番号などを基に薬局システムに処方箋を取り込む。

Step⑥「処方箋の取得」

Step⑦「処方・調剤された情報や重複投薬チェック結果の参照」

Step⑧「調剤内容の登録」

電子処方箋を受け付けた場合、薬剤師の電子署名が必要となる



薬局システム

薬局システムにおける処方入力画面 (イメージ)

999999997 男 1966(S41)年5月26日生(56歳1か月)		患者メモ	
男性 テスト 太郎			
2022/7/25・薬剤師名・保険区分			
01	調剤基本料		
02	[内服薬]		(内)
03	ワシオン0.25mg錠	1錠	
04	[内]分一就寝前	7日分	
05	[内服薬]		(内)
06	トリゾール錠50	2錠	
07	[内]分一朝食直後	7日分	
08	[内服薬]		(内)
09	アスラカラム錠300mg	3錠	
10	[内]分三朝食後	7日分	

過去の薬剤参照

重複チェック

会計登録

閉じる

過去のお薬を参照することも可能

重複投薬等チェックの結果を参照する

※医療機関が処方内容と併せて検査値を登録している場合、それらの項目も薬局システムに取り込まれます。

過去のお薬のデータ (イメージ)

処方	処方内容	処方内容
年月日	処方内容	処方内容
2022/7/25	ワシオン0.25mg錠 1錠	トリゾール錠50 2錠
2022/7/25	アスラカラム錠300mg 3錠	

重複投薬・併用禁忌のチェック結果 (イメージ)

チェック結果画面				
分類	処方薬剤	チェック対象薬剤	メッセージ	投薬理由コメント
併用禁忌	ワシオン0.25mg錠	トリゾール錠50	本剤の血中濃度が上昇し、作用の増強及び作用時間の延長が疑われる。	
併用禁忌	アスラカラム錠300mg	トリゾール錠50	本剤の血中濃度が上昇し、作用の増強及び作用時間の延長が疑われる。	

重複や併用禁忌の結果に加え、医師が入力した処方意図を見ることができます。

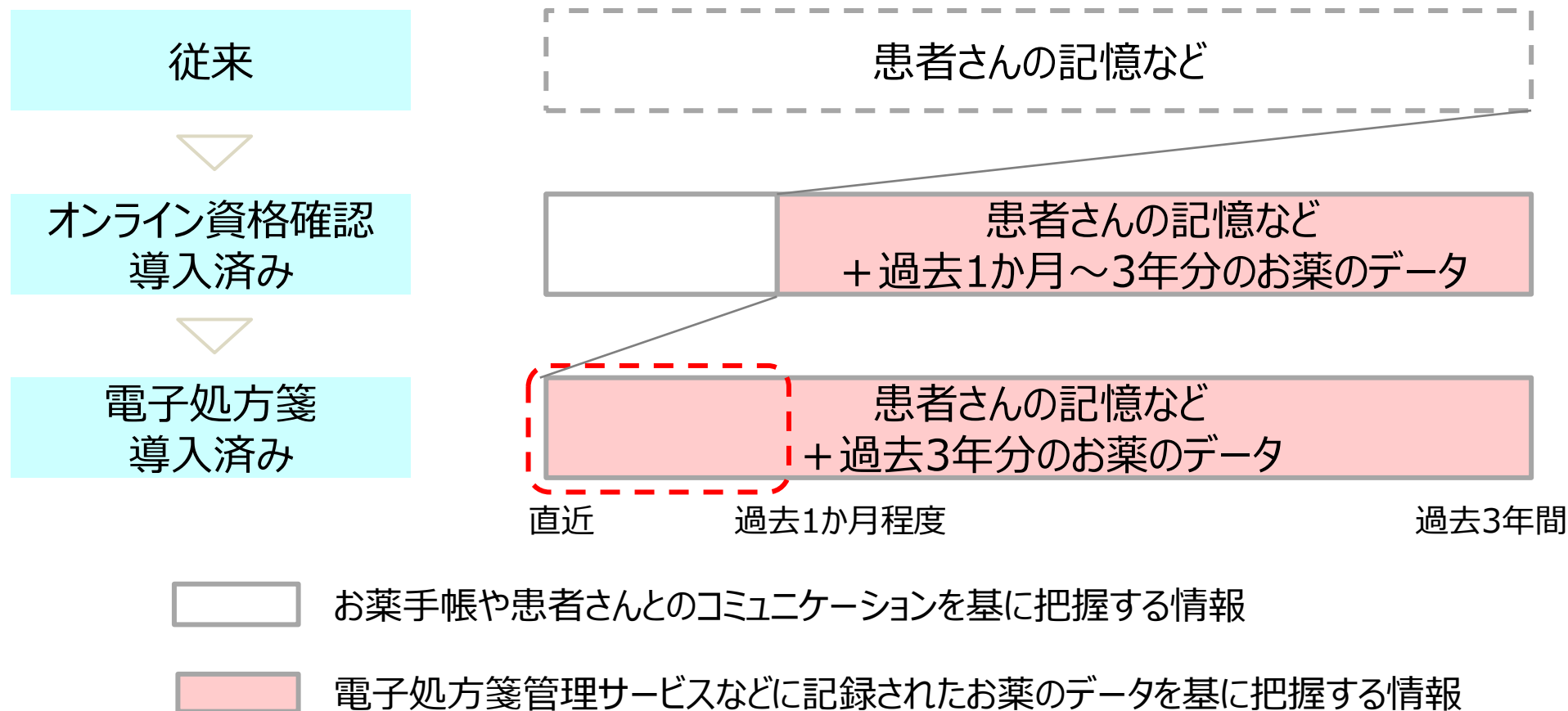
03

どんなメリットがあるの？

電子処方箋導入によるメリット①

閲覧できる薬剤情報

患者さんの記憶などに頼らず、過去のデータを参照してお薬をより正確に把握可能に



電子処方箋導入によるメリット② 重複投薬等チェック・入力項目チェック

電子カルテシステムなどにおける処方オーダー入力画面（イメージ）

【XXXX病院】 加齢(99999999) - テスト 太郎 - 医師1

ファイル 印刷 診療記録 オーダー ...

診療終了 999999997 907 1966(S41)年5月26日生(56歳1か月) 医師1(総合内科) 2022年7月25日 10:54ログイン

診療取消 男性 テスト 太郎 A型 RH+ 170.00cm 65.00kg 薬歴照

予約 2022/7/25 2022/7/1 2022/6/1 ...

処方 【診療記録】 修正可 ... 2022/7/25 +新規【処方】 外来 ...

注射

検体検査

検体検査結果

放射線レポート

生理レポート

内視鏡レポート

加齢履歴

薬歴照会

患者履歴

...

ポップアップ画面

処方オーダー入力

RP	薬剤名	使用量	単位	コメント
RP.01	ワシオ0.25mg錠	1錠		
1	1日1回 就寝前	7日		
RP.02	トリソール錠50	2錠		
1	1日1回 朝食直後	7日		
RP.03	アムラカラム錠300mg	3錠		
1	1日3回 朝昼夕食後	7日		

登録

キャンセル

詳細

重複投薬・併用禁忌チェック結果画面（イメージ）
（院内チェック+電子処方箋によるチェック）

チェック結果画面

チェック 処理	メッセージ 分類	処方薬剤	チェック対象薬剤		メッセージ
			薬剤名	施設名	
電子処方箋	併用禁忌	ワシオ0.25mg錠	トリソール錠50	自院	本剤の血中濃度が上昇し、作用の増強及び作用時間の延長が起こるおそれがある
電子処方箋	併用禁忌	アムラカラム錠300mg	アムラカラム錠25mg	厚生薬局	血清アムラカラム値の上昇のおそれがある

OK

キャンセル

現在ご使用いただいているシステムで、他医療機関・薬局で処方・調剤されたお薬との重複投薬、併用禁忌の確認が可能に！

誤記も空欄もないのでOKです



用法が入力されていません

用法用量の記載漏れや
手書きで読めないことも
なくなったな

電子処方箋導入によるメリット③

処方箋の手入力の負担、保管・管理作業の削減

処方箋をシステムに取り込む作業の負荷軽減へ

紙処方箋の内容をシステムに手入力



紙を保管するスペースやファイリング作業の削減へ

紙の処方箋をファイリングした後、物理的に保管する



電子処方箋管理サービスから処方箋をシステムに取り込み※



※引換番号を患者から確認して取得 など

(手入力の場合)

電子処方箋導入後

電子処方箋導入・利用開始後における医療機関・薬局、患者の状態

- 電子処方箋を導入することにより、医療機関・薬局は様々なメリットを享受できます。
- 患者にとっても、より正確なデータに基づく医療を受けられるといったメリットがあるため、是非電子処方箋を導入してください。

過去に飲んだお薬がデータで確認できるようになる※のはうれしいな、

より正確なデータに基づく診察・服薬指導を受けることができるのはうれしいな、

電子処方箋を発行してもらったから、電子処方箋対応の薬局に行かなくていいな、

処方箋の事前送付の時とか、引換番号と被保険者番号などで処方箋の原本を薬局に渡せるのは楽だな、

患者

過去のお薬や重複投薬等のチェック結果に基づき、より良い診察、処方ができるな、

最終的に調剤された内容などを電子処方箋管理サービスで確認できるのは楽になるな、

医師・歯科医師

過去のお薬や重複投薬等のチェック結果に基づき、より良い調剤、服薬指導ができるな、

処方箋の入力作業や保管作業が軽減されて楽になるな、

薬剤師

※電子処方箋管理サービスで管理されるお薬のデータはマイナポータルなどに連携され、患者自身も閲覧できるようになる予定です。

日本国外では既に電子処方箋が普及しています！



アメリカ



イギリス



エストニア



韓国



スペイン



オーストラリア

アメリカ、イギリス、エストニア、韓国、スペイン、オーストラリアなどで既に電子処方箋が普及しており、効果が実証されています。

疑義照会の削減

「処方箋が判読できない」
「用法・用量などの項目に不備がある」
「併用禁忌の疑いがある」などの理由により疑義照会が発生していたが、処方箋の電子化や過去のお薬とのチェックにより、疑義照会の件数並びにそれに伴う人件費を大幅に削減できる。

医療の質や信頼性向上

疑義照会の件数削減などにより拠出された時間を使い、より丁寧に患者とのコミュニケーションがとれるようになり、患者への医療サービスの品質、並びに患者の満足度も向上する。

紙の保管作業や場所の削減

紙の処方箋を物理的に保管する必要がなくなり、キャビネットなどの保管場所などを別の用途に使えるようになる

オンラインによる医療の促進

処方箋の事前送付などにおいて、従来は、原本となる処方箋の画像を薬局に送付する必要があったが、電子処方箋が原本の場合、処方箋の原本を薬局に送信しやすくなり、患者がお薬を受け取るまでの待ち時間を短縮できる。

2023年度の電子処方箋システム改修補助の見直し (2022年度補助と同率まで引き上げ)



2023年度予算案額 130.9億円 (383.3億円) ※ () 内は前年度当初予算額

	大規模病院 (病床数200床以上)	病 院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局 以外)
2022年 度導入 完了した 施設	上限162.2万円 ※事業額の486.6 万円を上限に その 1/3 を補助	上限108.6万円 ※事業額の325.9 万円を上限に その 1/3 を補助	上限19.4万円 ※事業額38.7万 円を上限に その 1/2 を補助	上限9.7万円 ※事業額38.7万円 を上限に その 1/4 を補助	上限19.4万円 ※事業額38.7万 円を上限に その 1/2 を補助
2023年 度導入 完了した 施設	上限162.2万円 ※事業額の486.6 万円を上限に その 1/3 を補助 (見直し前: 1/4)	上限108.6万円 ※事業額の325.9 万円を上限に その 1/3 を補助 (見直し前: 1/4)	上限19.4万円 ※事業額38.7万 円を上限に その 1/2 を補助 (見直し前: 1/3)	上限9.7万円 ※事業額38.7万円 を上限に その 1/4 を補助 (見直し前: 1/5)	上限19.4万円 ※事業額38.7万 円を上限に その 1/2 を補助 (見直し前: 1/3)

HPKIカード取得費用補助

＜補助期間＞ 2022年10月28日（経済対策閣議決定※）～2023年3月31日

※「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」

＜補助額＞

認証局	区分	補助適用前発行 費用（税込）	補助額 （税込）	補助適用後発行 費用（税込）
日本医師会	—	5,500円	2,750円	2,750円
日本薬剤師会	会員	19,800円	5,500円	14,300円
	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人 医療情報システム 開発センター	—	26,950円	5,500円	21,450円

※詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

電子処方箋導入に向け、①オンライン資格確認の導入、②電子署名を付与する手段の導入をお願い致します。

○ 電子処方箋の導入に向けた準備として、システム事業者と調整の上、既存システムを改修してもらうといった対応が必要になりますが、まずは以下をお願いします。

- ① システム事業者と連絡し、オンライン資格確認を導入する。
- ② 電子署名等に用いるICカード（例：HPKIカード）の取得や、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名（電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの）であって適切な外部からの評価を受けるなど、一定の要件を満たすものなどを付与する手段を導入する。

①オンライン資格確認の導入

電子処方箋の利用にあたっては、オンライン資格確認で使用する端末やネットワークなどを活用するため、まずはシステム事業者と連絡し、オンライン資格確認の導入に向けた調整を開始してください。

電子処方箋の利用のため、
まずはオンライン資格確認を
導入をしたいのですが、

承知しました。
具体的な作業日程
を調整します。

医療機関・薬局

システム事業者

令和5年4月以降、オンライン資格
確認の導入が原則、義務化されます。
令和4年度末にかけて導入が集中
する可能性があるため、
お早めに導入をお願いします！



シカク君

②電子署名等（例：HPKIカード）の取得

従来、医師・歯科医師、薬剤師はハンコで処方箋に署名していましたが、処方箋の電子化に伴い、電子的に署名していただく必要があります。
制度上は、HPKIカードを用いた電子署名に限られておりませんが（P6参照）、現時点で利用可能な電子署名等としてはHPKIカードがあります。

（HPKIカードの場合）

	氏名	XX
	生年月日	XX
	会員ID	XX
	登録番号	XX
	有効期限	XX
カードID	XX	
発行日	XX	

医師・歯科医師、薬剤師の
本人確認

医師・歯科医師、薬剤師の
資格を有することの証明
※内蔵するICチップに証明書を内包して
います。

■HPKIカードの申請先

<医師向け>

- ・日本医師会 電子認証センター
<https://www.jmca.med.or.jp/application/>
- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<歯科医師向け>

- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<薬剤師向け>

- ・日本薬剤師会認証局
<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>
- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

電子署名とHPKIカード

電子署名

医療機関が電子処方箋を発行する場合、または、薬局が電子処方箋を受け付けた場合に、それぞれ処方内容/調剤内容を含む電子ファイルに電子署名を行う。

※紙の処方箋を原本として発行する場合は、電子ファイルに電子署名は行わず、従来どおり紙の処方箋に署名を行う

HPKIカードとは

HPKIカード（イメージ）



氏名	XX
生年月日	XX
会員ID	XX
登録番号	XX
有効期限	XX

カードID XX
発行日 XX

- 所持する人が**医師・歯科医師、薬剤師の資格を有する者であることを証明する物理的なカード**
- 認証局※が、電子的に資格を証明するための「**電子証明書**」を発行し、HPKIカードに内蔵されるICチップに格納
※電子証明書の発行・管理を行う機関
- 従来の処方箋に対する記名押印、または署名の代わりに、電子証明書の情報を用いて、電子処方箋へ署名を行うことができ、資格を有する者が処方箋を発行したことを電子的に確認できる。

医師・歯科医師、薬剤師毎に1枚ずつ発行申請が必要です。

開始目前！

これならできる、電子処方箋

【医療機関・薬局の皆さまへ】

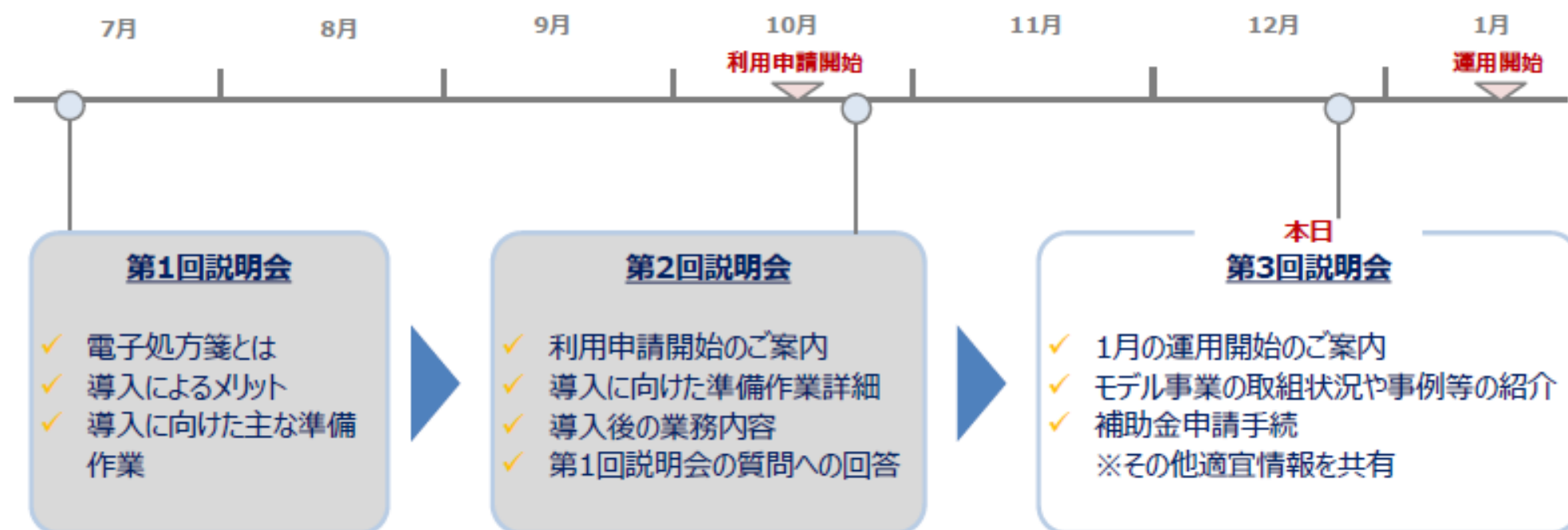
令和4年12月23日

厚生労働省 医薬・生活衛生局

0. まずはじめに

電子処方箋開始まであと1か月、これから導入する皆さまのために先行運用施設での事例等を紹介します

- 令和4年10月に厚生労働省主催の第2回説明会「利用申請開始！はじめよう、電子処方箋」を開催し、利用申請のご案内や導入に向けた準備作業を中心に説明しました。
- 本年度中は計4回の説明会を予定しており、第3回にあたる本日は、「モデル事業」の取組として10月末から先行運用する施設での導入状況や事例、これから電子処方箋を導入する皆さまへに抑えて頂きたいポイント等を中心に説明します。



※令和5年1月の運用開始後も説明会を開催する予定です

はじまっています！今こそ導入、電子処方箋

令和5年3月17日オンライン説明会開催決定！

令和5年1月から全国展開が始まった『電子処方箋』、
先行地域での事例などを紹介し、実際の運用イメージをお伝えします。

オンラインから、誰でも簡単にご参加いただけます

- 参加にあたっての事前登録は一切不要です
- 下記URLまたは二次元コードにアクセスするだけでご参加可能です
(説明会は生配信で行います)
- 当日は皆様からのご質問にも、その場でお答えします

※時間の都合上、当日回答できる質問数には限りがあります。回答できなかったご質問の中で、多くの方からいただいた内容を中心に、医療機関等向けポータルサイト掲載のFAQ等に掲載いたします。



特にこのような疑問をお持ちの方におすすめです！

- ・ 電子処方箋を既に導入している施設の様子はどうか？
- ・ 医療機関・薬局はそれぞれどのくらい導入を進めているの？
- ・ 準備作業時にはどんなところに気をつければいいの？



全てお答えします！導入前に不安や疑問は全て解消しませんか？

「はじまっています！今こそ導入、電子処方箋」

日時：2023年3月17日（金）19時～20時（ご説明＋質疑応答）

URL：https://youtu.be/t2AUoQm_6aY



過去のオンライン説明会動画も公開中!!

第1回
そうだったのか、
電子処方箋

仕組みの概要や、導入することによるメリット、導入に向けて医療機関・薬局の皆様にご準備いただきたいことなどを説明します。



URL:https://www.youtube.com/live/Lw5ydX30NEw

第2回
利用申請開始！
はじめよう、電子処方箋

概要に加え、具体的な利用開始までの手順や導入後の業務変化を説明します。



URL:https://www.youtube.com/live/kfC568mSGZg

第3回
開始目前！
これならできる、電子処方箋

先行運用する施設での導入状況や事例、これから電子処方箋を導入する皆様への推奨・留意事項等を説明します。



URL:https://youtu.be/Q9Z92E_rCEA

電子処方箋対応施設では、患者が電子処方箋を利用できるようになります

- 令和5年1月26日以降、厚生労働省HPで公表されるリスト※（1月中旬公開予定）や薬局検索サイト等で患者が電子処方箋対応施設を検索し、対応施設では患者が電子処方箋を利用できるようになります。
- また、システム導入が完了した施設では、患者の希望に応じて電子処方箋の発行や電子処方箋に基づく調剤を行えるようになります。

令和5年1月26日

運用開始

運用開始日以降できるようになること

（参考）患者が電子処方箋対応施設を把握する方法

医療機関・薬局掲示物の案内

実際にモデル事業施設内でも掲載されています



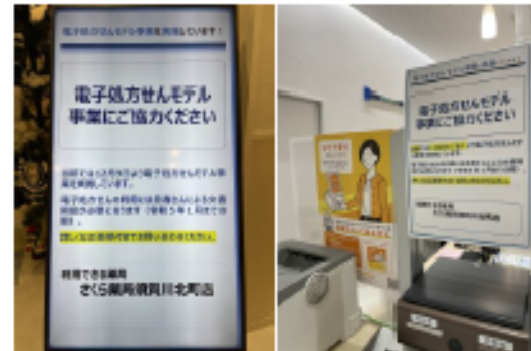
電子処方箋に対応する施設として、厚生労働省のHPで公開されます。※



患者は薬局検索サイトやお薬手帳アプリでも電子処方箋対応施設を検索できるようになり、電子処方箋の利用を求めて医療機関・薬局に来る可能性があります。



電子処方箋の発行・受付、重複投薬等チェックなどの各種機能がご利用いただけるようになります。



厚生労働省HPでの一覧掲示



民間病院検索サイトの対応診療



※医療機関等向けポータルサイトで入力いただいた運用開始日をもって電子処方箋対応と見なします。（P.28）

マイナポータルにおいて、リアルタイムで処方情報・調剤情報を確認することができます

- 令和4年12月14日からマイナポータルにおいて、電子処方箋に対応した医療機関から発行された処方箋の情報（処方情報）や、薬局で調剤された薬剤の情報（調剤情報）を確認ができるようになりました。
- 現在は、モデル事業参加施設由来の情報のみですが、1月の運用開始以降、電子処方箋システムを導入した施設から登録された処方情報・調剤情報が反映されます。
- なお、アプリ運営事業者等からもマイナポータルとの連携を積極的に検討いただいております。患者がお薬手帳アプリや健康管理アプリにダウンロードして、処方情報・調剤情報を活用できるようになる見込みです。

（参考）患者が処方情報・調剤情報を把握する方法

マイナポータル

行動の予約や処方箋の確認がオンラインで利用可能です！

マイナポータル

処方・調剤・医療費・健診情報を確認できます

わたしの情報について

世界や所得の情報などを確認できます。

「わたしの情報」で診療・薬剤・医療費・健診情報が確認できるようになりました。

わたしの情報を確認するには、利用登録/ログインが必要です。

利用登録/ログインして使う

概要

みなさんの特定個人情報（所得情報や世帯情報など）は、地方公共団体や国の行政機関等が保有しています。必要な情報を適度に取り組み込みます。その回答を確認できます。

処方・調剤・医療費・健診情報の確認

処方・調剤情報を確認する

医療機関・薬局における診療や処方・調剤の情報（処方・調剤情報）を確認できます。

医療機関・薬局で処方・調剤された薬剤の情報

特定健診情報・後援施設・健診情報を確認する

40歳以上の方向け、メタボリックシンドロームに該当した健診結果の情報

健康保険給付情報を確認する

保険者名、被保険者証番号、番号、被保険者の健康保険給付の情報

回答詳細

申し込み条件

医療・調剤・処方情報

回答内容

回答は、必要に応じてダウンロードすることが可能です。

情報の一覧を紙で確認する場合、PDFをダウンロードして印刷してください。

PDFをダウンロードする

① 紙版を紙でダウンロードする

※ PDFには処方情報、調剤情報が含まれます。薬剤情報は、調剤が完了するまでに約1か月かかります。

2023年1月18日

サンプルの薬局（サンパルC病院）

ロキソプロフェントリウム錠 60mg 「電子工」

内容

調剤数量：3錠 3日分

1日3回経口摂取

スミルステック 3%

内容

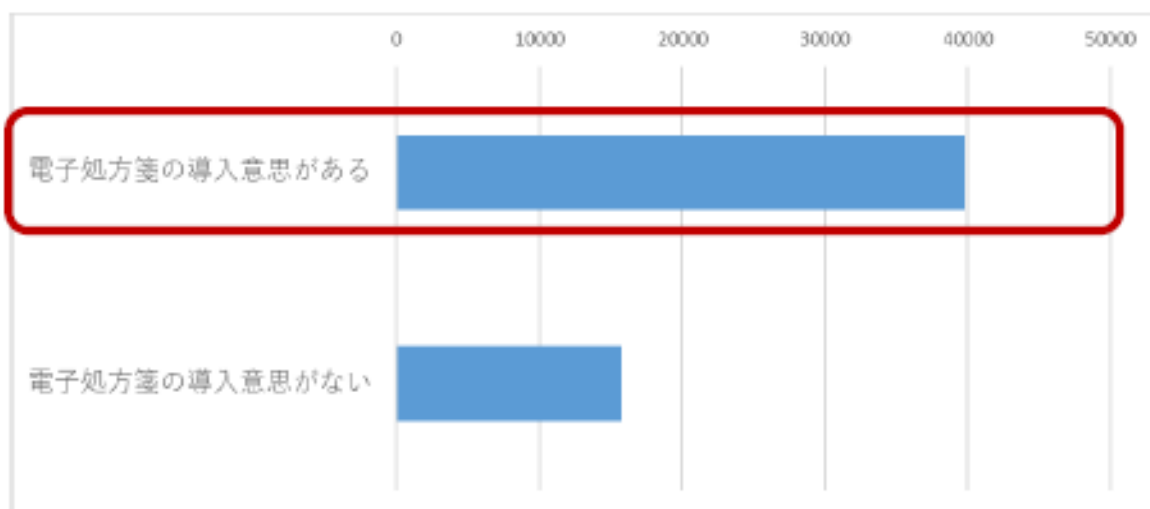
調剤数量：3錠 3日分

1回経口：3錠

オンライン資格確認導入済みの7割を超える施設が電子処方箋の導入に向けて準備しています

- オンライン資格確認運用開始済み施設の多くが電子処方箋の導入に向けて準備を進めています。
- オンライン資格確認導入が原則義務化されたことを受け、オンライン資格確認の導入が加速化していますが、引き続き7割を超える施設が準備を進めている状況です。

オンライン資格確認の運用開始済み施設における電子処方箋の導入意向について



オンライン資格確認の運用を開始している施設のうち、
7割を超える施設で
電子処方箋の導入意思があります

※令和4年12月実施の厚生労働省独自調査の結果、回答のあった55,557施設が対象。

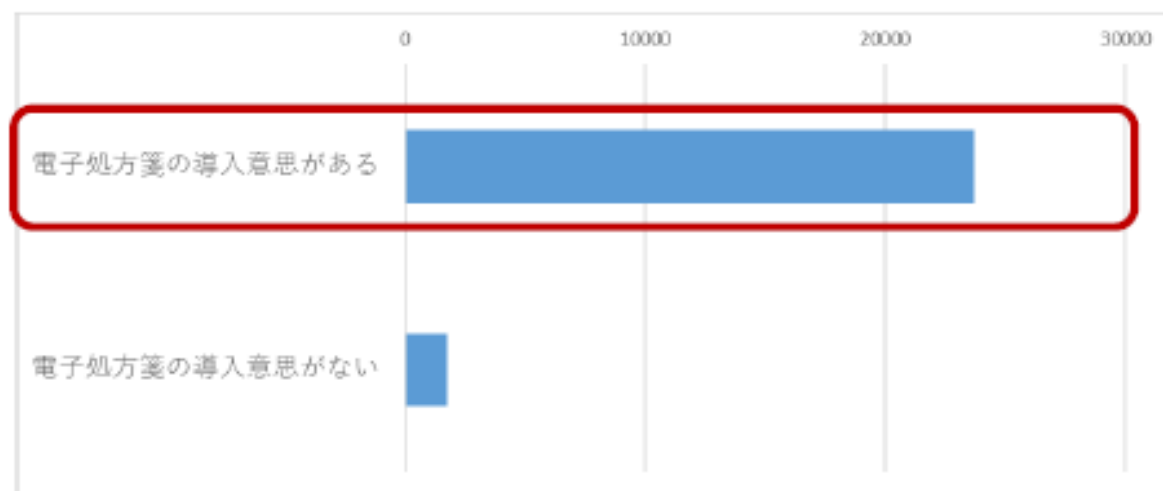
(10月調査時に回答あった施設は49,975施設。)

※アンケート回答に同意しない場合を除いた値

薬局では特に電子処方箋の導入意思が高く、多くの施設が令和4年度中の導入を目指しています

- 特に、薬局では9割超の施設で導入意思があり、その6割超が令和4年度中の導入を目指しています。電子処方箋を選択した患者を受け入れるためにも、お早めに導入をお願いします。
- 薬局側の受入体制が整うことで、医療機関も安心して電子処方箋を発行できることが期待できます。

オンライン資格確認の運用開始済み薬局の電子処方箋の導入意向について



オンライン資格確認の運用を開始している薬局では、

9割を超える施設で
電子処方箋の導入意思があります

※令和4年12月実施の厚生労働省独自調査の結果、回答のあった25,442薬局が対象。
※アンケート回答に同意しない場合を除いた値

電子処方箋の対応薬局は2/19時点で632軒

2023年2月27日、厚生労働省の第1回電子処方箋推進協議会が開催された。23年1月26日より運用が開始された電子処方箋について、導入施設の増加と電子処方箋の普及を図る目的で、医療機関、薬局、システムベンダーといった関係者が現状を報告すると共に、利用促進のための課題を共有し、協議する場として設置されたもの。



加藤勝信厚生労働相もオンラインで出席。

電子処方箋について、「単に紙の処方箋を電子化するというものではなく、薬剤情報のリアルタイムでの共有、また患者がお薬手帳を持参していない場合でも、注意すべき飲み合わせや重複投薬についての自動チェックが可能になるなど、医療DXを推進するための柱である。医療の在り方を抜本的に改革する取り組みとも言える」と述べ、「全国各地で電子処方箋のメリットを実感できるよう、厚生労働省としても全力で推進に取り組んでいきたい」と強調した。国が目指している、2025年3月末までの「おおむね全ての医療機関・薬局への電子処方箋システムの導入」に向けて、「この協議会を通じて、関係者の皆様が一体となってさまざまな課題の解消に向けて取り組んでいただくことに大いに期待している」と話した。

02

**先行して運用開始する施設の
導入状況を紹介します！**

「モデル事業」の取組として、全国4地域で先行して運用を開始しています

- 令和4年10月末より、「モデル事業」として全国4地域で運用を開始しています。
- 規模問わず、医療機関、薬局の施設が参加し、実際に患者を巻き込んで処方箋の発行や受付等の業務を実施できています。
- 重複投薬等チェックについても医療機関・薬局での診察・処方、調剤に活用されています。

(令和4年12月20日時点)



モデル事業参加施設

全国4地域で **32** 施設

医療機関 7施設

薬局 25施設



処方箋データ登録

73,088 件※



重複投薬等チェック実施件数

127,832 件

医療機関 86,122件
(重複投薬等 2,884件検知)

薬局 41,710件
(重複投薬等 3,424件検知)

実際に電子処方箋管理サービスでの重複投薬等チェックを行いながら、
患者の処方・調剤内容のデータを登録できています

※紙の処方箋の受付又は紙の処方箋に基づく調剤の際に登録された処方情報データ及び調剤情報データを含めた合計件数。

電子処方箋の導入作業が意外と簡単に、かつ、短時間で完了したという声を頂いています

- 電子処方箋の導入作業について、リモート作業がメインであり、導入作業自体は数時間程度で完了したという実績や、基本的にはシステム事業者に作業してもらっただけで、現場は業務の変更点だけを理解すれば十分だったという声を頂いています。

“

導入はリモート作業がメインで、施設内での現地作業は、使い方の説明を含めて1、2時間程度で済みました。

“

システム事業者がしっかりとテスト調整をしていただいたので、必要な機器を準備しておけば導入自体は滞りなく進んだ。

“

システムの準備は、基本的にシステム担当者が対応してくれた。現場としては運用方法を理解する時間があれば十分だ。

電子処方箋導入



“

システム事業者の対応により、現場の業務に支障がなく、設定ができた。使用しているシステムを停止する必要がなかった。

“

システム事業者の迅速な対応もあり、導入も全て任せておけますので、こちらは手順書の変更だけで対応できました。

“

“各医師が個人でHPKIカードの申請を行うと時間もかかるし、病院側で取りまとめた上で一括で申請することで作業を効率化できた。”

これまでの業務やパソコン画面と大きく変わらず、閲覧できる情報が充実したという声を頂いています

- 電子処方箋導入後の業務内容について、基本的にこれまでの業務内容やパソコンの画面は変わらず、他医療機関・薬局のお薬の情報や重複投薬等チェック結果などが閲覧できるようになったという声を頂いています。

“ 初めは新しいものを新たに作り上げるのは大変なイメージがありました。実際取り組んでみるとそのイメージは間違えであることに気づきました。

大枠紙処方箋が電子になるだけで、仕事内容はほとんど変更はありません。重複チェック、ハンコの押印の手間の削除、入力迅速がプラスされ有意義な面が多いです。

“ 医師は特に電子処方箋を意識することなく、これまでと同じ処理を進めていけば電子処方箋が発行される。

導入後の業務



“ 使用するパソコンが電子処方箋に対応してさえいれば、これまでの操作方法や画面とほとんど変わらない。

“ 業務の変更点と言えば、受付時に患者が電子/紙の処方箋のどちらを希望するか確認することと、処方箋への押印に代わり、電子署名として認証用のPINコードを入力するぐらいで、診察に影響するものはない。

“ 重複チェックや治療状況が見えるようになり、服薬指導においても患者のアドヒアランスに良い影響がある

過去のお薬との重複や悪い飲み合わせがないかを確認できる仕組みに、患者も安心感を抱いています

- 電子処方箋の場合でも、これまでと変わらずにお薬をもらうことができます。
- また、過去のお薬との重複投薬等チェックや併用禁忌を確認できる仕組みについて患者からも安心の声を頂いています。

“

電子処方箋になったが、特に問題はなかった。スムーズに薬をもらえた。
(60代 患者)

“

病院と薬局が投薬履歴を確認できる仕組みに安心感がある。薬の危険な飲み合わせもチェックしてもらえるから助かる。

“

お薬手帳に記載されていない薬まで把握してもらえるのはいいと思った

患者からの反応



“

薬の飲み合わせ等のチェックですごく意味がある

“

お薬手帳忘れの際、救急で受診した時、新患の場合でもチェックが出来るので、大変助かります。

医療機関・薬局の皆さまには電子処方箋を安心して導入いただけます

- モデル事業等から、処方箋登録や重複投薬等チェックなど、電子処方箋の各機能については問題なくご利用いただけることを確認しています。
- 電子処方箋を安心して導入するに当たっては、システム事業者または医療機関・薬局の皆さまにてチェックリスト等をもとにパソコンの設定を行ってください。また、各施設内の運用ルールも事前に確認しておくようお願いします。
- 今後、電子処方箋の運用や導入に関わる事例等も随時、医療機関等向けポータルサイトで紹介する予定です。

運用開始後には準備が整った施設から 電子処方箋管理サービスをご利用いただけます

モデル事業で生じた課題及びその対応について後続ページで紹介します
(医療機関等向けポータルサイトのFAQ等にも掲載することで横展開を図る予定)

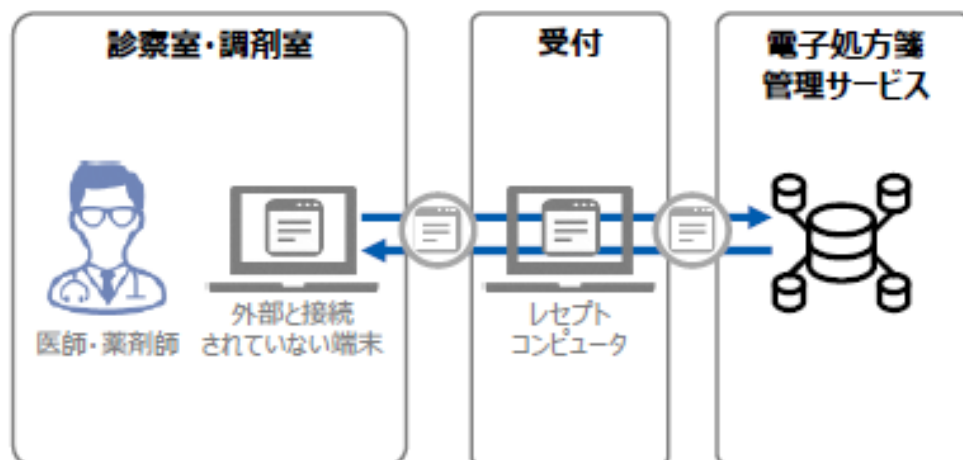
【課題①】診察室、または調剤室に電子処方箋管理サービスと接続する端末がない

課題

受付にレセプトコンピュータが設置されているが、診察室、または調剤室に電子処方箋管理サービスと接続する端末がない場合に電子処方箋に対応できるのか

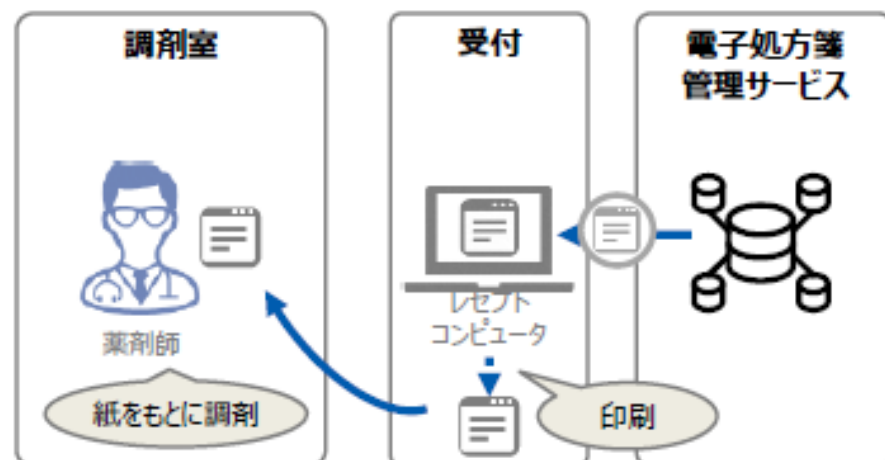
対応方法① ※医療機関・薬局共通

外部と接続されていないが、医師・薬剤師が使用する端末が診察室・調剤室にある場合は、当該端末がレセプトコンピュータ経由で電子処方箋管理サービスと連携する。（タブレット等に対応していた施設もありました）



対応方法② ※薬局のみ

レセプトコンピュータがデータを受け取り、取り込まれたデータを調剤指示書等の用紙に印刷し、調剤室で調剤する。



モデル事業では、上記方法で対応した施設もありましたので、これらを含めて対応をご検討ください

【課題②】マイナンバーカードや電子処方箋について患者に上手く説明できない

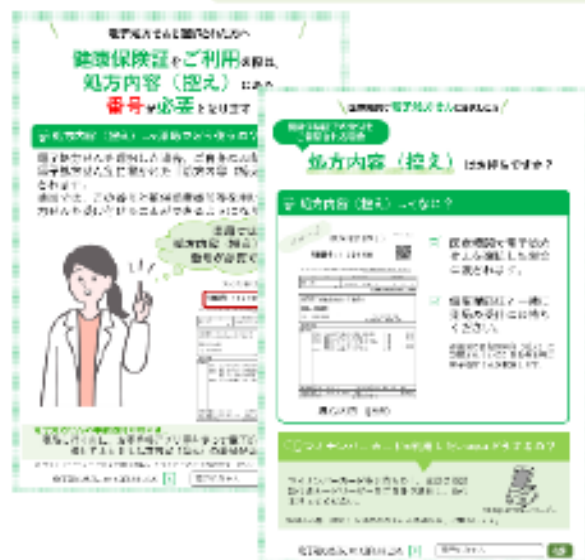
課題

電子処方箋の仕組みや利用方法、マイナンバーカードで受付を行うことのメリット等について患者に説明するのが難しく、どのように説明すれば患者に理解してもらえるのか

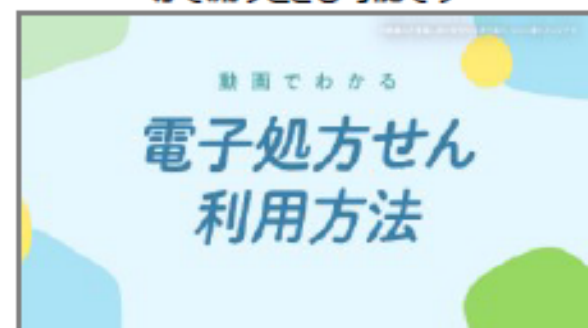
仕組みやメリットについて



患者が電子処方箋を利用する方法等について



動画も公開してます！
ファイルをダウンロードしてデジタルサイネージ
等で流すことも可能です



モデル事業では、厚労省が提供する周知物を使って患者に説明いただくことで対応できましたので、ぜひご活用ください！



国民向け資料
<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>



国民向けYouTube
<https://youtu.be/rjDGiCCdIo>

03

HPKIカードの取得費用も
補助対象になりました

HPKIカードの取得費用も補助対象になりました！

- 電子署名に必要となるHPKIカードの取得に要する発行費用も補助対象になりました。
- HPKI認証局である日本医師会、日本薬剤師会及びMEDISが医師、歯科医師又は薬剤師の資格を有する方々の発行申請に基づき交付し、そのHPKIカードの発行費用の一部を補助するものです。
- 厚生労働省も認証局と緊密に連携して対応しておりますが、今年度末にかけてHPKIカード発行申請数の増加が見込まれるため、お早めに各認証局に申請をお願いします。

補助内容

<補助期間>

令和4年10月28日（経済対策閣議決定※）～令和4年度内

※「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」

<補助額>

認証局	区分	補助適用前発行費用（税込み）	補助額（税込み）	補助適用後発行費用（税込み）
日本医師会	—	5,500円	2,750円	2,750円
日本薬剤師会	会員	19,800円	5,500円	14,300円
	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人医療情報システム開発センター	—	26,950円	5,500円	21,450円

※詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

申請先

○医師向け

- ・日本医師会 電子認証センター

<https://www.imaca.med.or.jp/application/>

- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

○歯科医師向け

- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

○薬剤師向け

- ・日本薬剤師会認証局

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>

- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

04

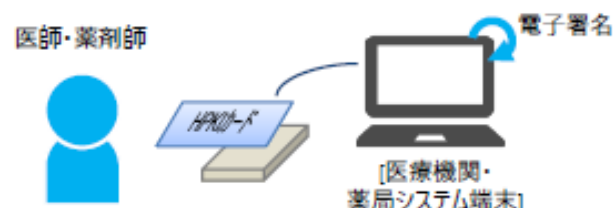
各施設に合った電子署名の方法を
お選びください

導入作業や費用等を踏まえ、各施設に合った電子署名の方法をお選びください

- 医療機関・薬局の皆さまには、電子署名の方式として①HPKIカードを物理的に用いる方法、②HPKIカードを物理的に用いない方法のいずれかを選択できるようになりました。（令和5年1月時点）
- ①の場合、HPKIカードをICカードリーダーにかざして電子署名を行います。パソコン設定に加え、ICカードリーダーの購入等が必要です。
- ②の場合、物理的なカードを用いず、システム上の操作を行って電子署名を行います。パソコン設定に加えて、システム構成によっては、施設内のネットワーク構成変更を伴う可能性があります。
- 導入費用やHPKIカードが手元に届く時期も踏まえてご検討ください。

① HPKIカードを物理的に用いる方法

医師等は、HPKIカードをICカードリーダーにかざして電子署名を行う



準備内容

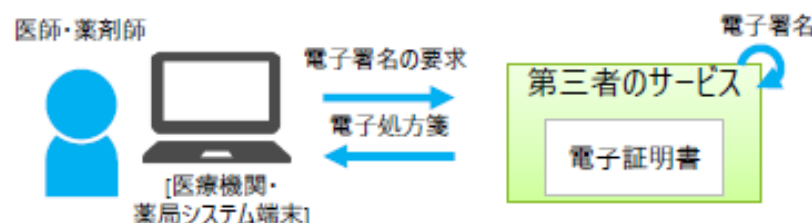
- ✓ 署名を行うためのパソコンの設定
- ✓ HPKIカードの発行申請・取得
- ✓ ICカードリーダーの購入（端末分が望ましい）

医療機関・薬局の端末分のICカードリーダーを購入し、ネットワーク構成も変更せずに電子署名ができるようになる。

→小規模施設（主に診療所・薬局等）にメリット

② HPKIカードを物理的に用いない方法※1

医師等は、システム上での操作を行い、電子署名を行う
定期的（1日1回程度）に本人認証が必要。



準備内容

- ✓ 署名を行うためのパソコンの設定
- ✓ HPKIカードの発行申請※2
- ✓ ネットワーク設定の変更（システム構成による）

ネットワークの設定変更等を伴うものの、ICカードリーダーの購入費を抑えながら電子署名ができるようになる※3。

→大規模施設（主に病院）にメリット

※1 令和5年1月時点では、一般財団法人医療情報システム開発センター(MEDIS)が管理する鍵管理サービスの署名鍵を利用して電子署名を行う。

※2 HPKIの仕組みを使うため、HPKIカードの発行申請自体は必要。

※3 本人認証方法として、スマートフォン等の生体認証を活用した方法とHPKIカードをICカードリーダーにかざす方法があり、後者を選択した場合はICカードリーダーの購入が必要になる可能性がある。

05

**令和5年1月からの運用開始に
間に合わせるために必要なこと**

まずはシステム事業者に電子処方箋の導入についてご相談ください

- 医療機関・薬局の皆さまより、「電子処方箋の導入にかかる費用やスケジュールについてシステム事業者から回答をもらえない」という声を多く頂いていました。
- 皆さまからの声も踏まえて、厚生労働省としてもシステム事業者への情報提供は実施済みであり、一部の事業者で見積作成やシステム改修に対応できる状況であることを確認できています。
- システム事業者の導入体制等にも依存するため、まずはシステム事業者にご相談ください。

システム事業者への情報提供は実施済みです

- ✓ 各種ドキュメントの提供
システム改修内容等を整理したドキュメントなど、必要な情報はシステム事業者向けに提供済みです。
- ✓ システム事業者向けの説明会
システム改修内容等について、ドキュメントの公開だけでなく、システム事業者向けに説明会も複数回開催しました。
- ✓ 厚生労働省からの働きかけ
医療機関・薬局が希望する時期に電子処方箋を導入できるよう、導入体制の確保、また、可能な施設へのリモートでの導入作業の実施を働きかけています。

システム事業者へ相談をお願いします



医療機関・薬局



電子処方箋のシステムを
導入したいのですが



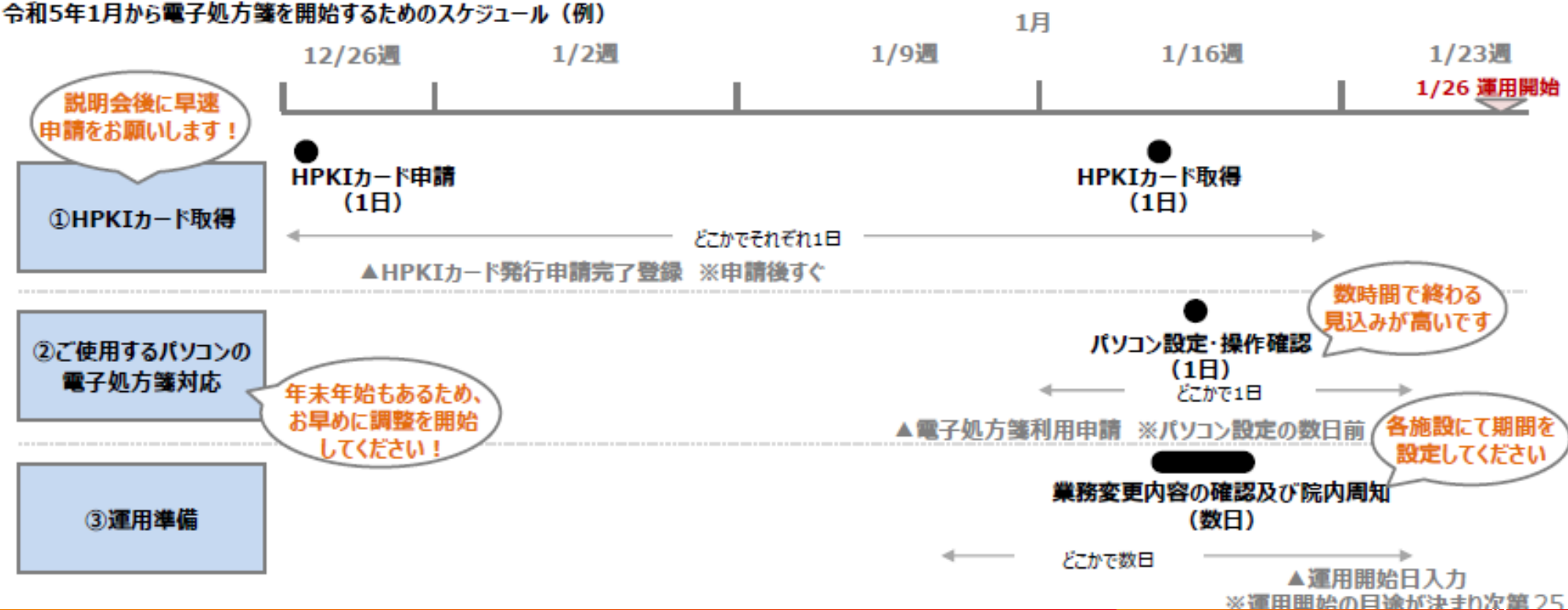
システム事業者

システム事業者側との調整に際し、お困りごと等ございましたら、ご連絡ください。
厚生労働省としてもシステム事業者への働きかけ等を行います。
メールアドレス：denshosuishin@mhlw.go.jp

令和5年1月26日からの運用開始に向けたスケジュールを例示します

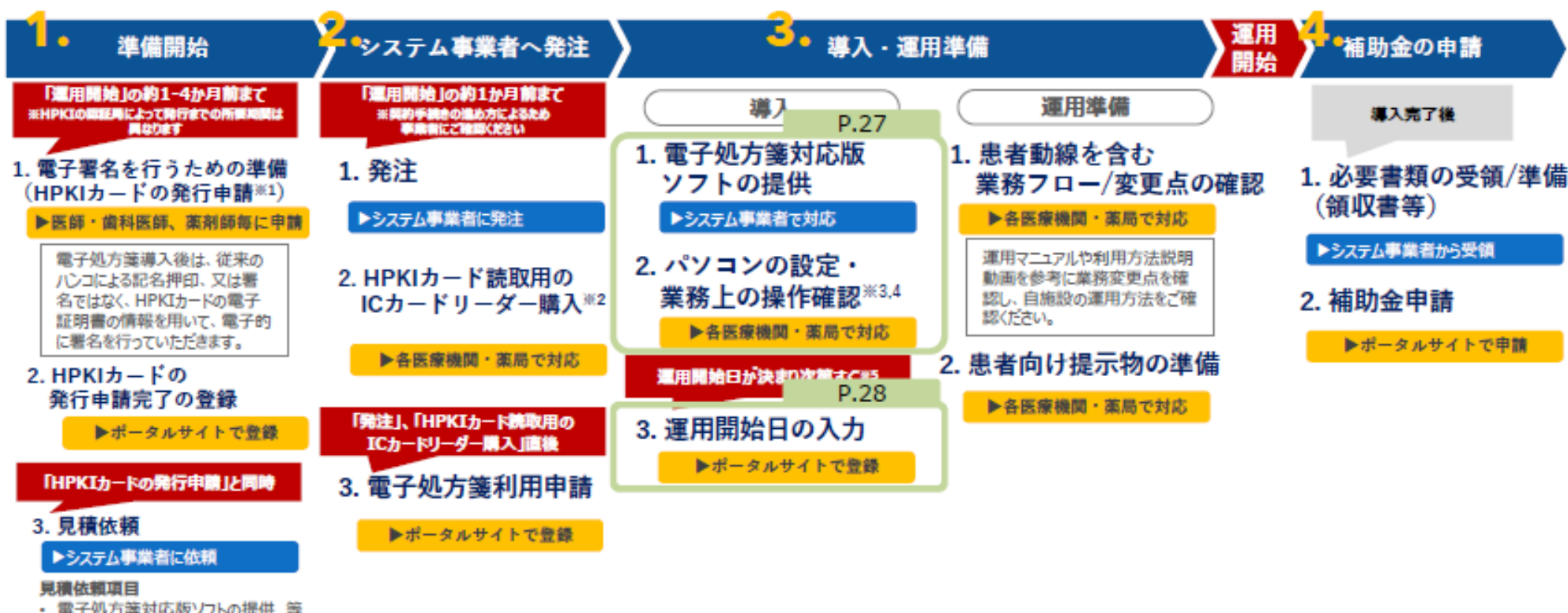
- 令和5年1月26日から電子処方箋の運用を開始したい場合でも、まだ間に合います。
- 早期にHPKIカードの発行を申請し、その後、費用や日程等についてシステム事業者と調整してください。
- システムの対応作業及び操作確認自体は数時間で完了する見込みが高く、その他、業務内容の確認と医療機関等向けポータルサイトでの各種申請さえ完了すれば、運用を開始いただけます。

令和5年1月から電子処方箋を開始するためのスケジュール（例）



「電子処方箋の導入に向けた準備作業手引き」に沿って準備を進めてください

○「電子処方箋の導入に向けた準備作業手引き」にて、準備作業のステップや作業内容、留意事項等を説明しています。



※1 電子署名の方法は、HPKIカードに限られませんが、現時点でご利用いただける電子署名方式としては本方式のみです。

HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。

※2 現在ご利用いただいているシステムとの互換性を担保するため、システム事業者と相談の上、現在ご利用いただいているシステムで正常に動作する適切なICカードリーダーを選択してください。

※3 施設毎に作業内容が異なりますが、用法マスタの確認等の作業があります。

※4 パソコンとは、オンライン資格確認等の機器（資格確認端末等）、ご利用のシステム（電子カルテシステム、レセプトコンピュータ等）が該当します。

※5 本運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚労省HP等で公表させていただきますので、運用開始日が決まり次第、必ずご入力をお願いします。

上記は、一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なる場合がありますので、システム事業者へご確認ください。

電子処方箋の導入においては、システム事業者の現地作業は必須でなく、リモートで対応できます

- 電子処方箋の導入では、システム事業者による現地作業は必須ではなく、リモート対応により、ご使用いただくパソコンの設定等を行うこともできます。
- 皆さま自身で設定作業を行っていただく部分がある場合、システム事業者からの説明や手順書等をもとにご対応いただきます。
- これにより、現地作業やコストの低減に繋がる可能性がありますので、リモートでの導入の進め方についてシステム事業者にご相談ください。

リモートでの対応ができないかご検討いただき、システム事業者にご相談ください

パソコンの設定作業



- ✓ システム事業者がリモートでパソコンの設定を行う。
- ✓ 医療機関・薬局側で対応すべき設定作業がある場合は、説明や手順書等をもとに対応する。

**効率的に、且つ、
導入費用を抑えながら
導入できます**

※システム構成が複雑な病院等は、現地作業が必要となるケースがありますのでシステム事業者とご相談ください。

施設毎の運用開始日の目途が分かり次第、医療機関等向けポータルサイトで運用開始日を入力してください

- 医師・歯科医師、薬剤師が使用するパソコンの設定や運用準備が完了し、患者を受け入れる準備が完了した後は、医療機関等向けポータルサイトで運用開始日（予定）を入力してください。
- 入力された日付をもって、電子処方箋対応施設とみなし、後日厚労省HPで公開します。

**医療機関等向けポータルサイトで入力された運用開始日をもって、
後日、電子処方箋対応施設として厚労省HPで公開します**



https://shinsei.iryohokenjyoho-portal.jp/pc/enquete/denshi_start/

電子処方箋の導入準備（以下）が完了し、
運用開始日の目途が分かり次第、入力してください

- ☑ 業務変更点の確認や院内周知
- ☑ 電子処方箋に対応するためのパソコンの設定
- ☑ 利用申請等の各種入力手続

※病院等において、一部診療科のみ電子処方箋に対応している場合でも運用開始日を入力いただけますが、厚労省HPで公表された後は、患者が電子処方箋の利用を求めて医療機関・薬局に来る可能性がある点を考慮し、ご判断ください。

※P.21に示すどちらかの電子署名の方法の準備（HPKIカードの取得等）などの体制が整い、施設として電子処方箋に対応可能となる日を運用開始日として入力してください。

06

運用開始に当たってのポイントを
ご紹介します

運用を開始するに当たり、必要な準備が完了しているか確認してください

- 実際に運用を開始するに当たり、準備作業が問題なく完了しているか確認するためのチェックリストを用意していますので、ぜひご活用ください。（暫定版公開済み。正式版は令和5年1月中旬公開予定。）
- 準備作業の過不足だけでなく、モデル事業での実績も踏まえ、皆さまが躓きやすいポイントもチェック項目に含めています。

「準備作業の手引き」に沿って電子処方箋の導入に向けたパソコンの設定や運用準備を行い、実際に運用を開始する前にチェックしてください (以下、概要を示します)

モデル事業を踏まえ、
見落としやすいポイントなどについて
もチェック項目に含めています！

準備作業の手引きに沿って作業を実施してください！



電子処方箋導入に向けた 準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和4年10月 1.1版
厚生労働省 医薬・生活衛生局

- ☒ 医療機関等向けポータルサイトにおいて、各種申請手続きは終わっているか
- ☒ 電子署名の方法や利用するタイミング等について理解しているか
- ☒ 業務変更点について施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか
- ☒ 使用するパソコンの操作変更点について施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか
- ☒ 障害発生時の対応について、施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか

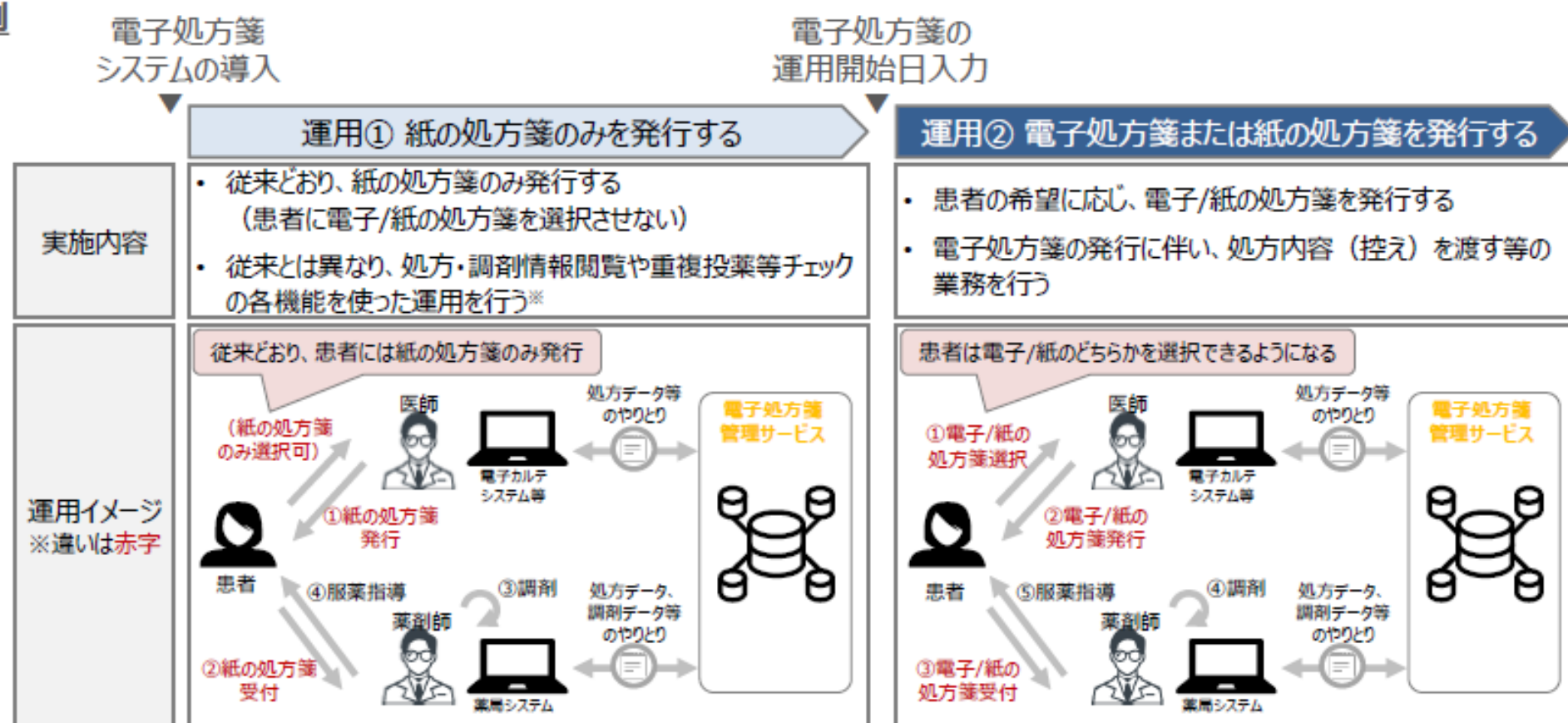


Draft版_本番切替え前セルフチェックリスト（稼働判定確認・医療機関向け）
Draft版_本番切替え前セルフチェックリスト（稼働判定確認・薬局向け）
<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/post-11.html>

電子処方箋の運用に徐々に慣れるため、まずは紙の処方箋から始めることができます

- 電子処方箋を前提とした業務への切り替えに向けて、例えば、まずは紙の処方箋を発行し、重複投薬等チェックや処方・調剤情報の閲覧等に慣れていただいた後に、電子処方箋の発行を開始することができます。

例



※電子処方箋を発行する医療機関がある可能性があるので、薬局側は電子処方箋の受付にも対応できるようにしておく必要がある。

07

**必要な書類等を揃えた上で
補助金の申請をお願いします**

補助金の申請を行うに当たっては、必要な書類を揃えた上でポータルサイトで申請してください

- システム事業者から請求書に基づき、費用を精算した後、領収書、領収書内訳書及び事業完了報告書を用意した上で、医療機関ポータルサイトから補助金の申請をお願いします。
- 補助金申請開始は、令和5年2月を予定しています。

ご使用いただくパソコンを電子処方箋に対応させるためのシステム改修が完了した後、
以下のステップで補助金申請をお願いします。

1.

①システム事業者から
請求書等を受領する

2.

②請求書等に基づき、
システム事業者に
費用を精算する

3.

③システム事業者から
領収書及び領収書
内訳書を受領する

4.

④医療機関等向け
ポータルサイトで補助金
申請をお願いします



※現在、電子処方箋に係る補助金申請ができる仕組みを構築中です。補助金申請の手順等を含め、令和5年1月下旬に医療機関等向けポータルサイトに掲載し、お知らせいたします。

R5年度の電子処方箋システム改修補助の先置 (R4年度補助と同率まで引き上げ)

令和5年度予算案額 130.9億円 (383.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
令和4年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその 1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその 1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2を補助
令和5年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその <u>1/3</u> を補助 (見直し前:1/4)	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその <u>1/3</u> を補助 (見直し前:1/4)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその <u>1/2</u> を補助 (見直し前:1/3)	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその <u>1/4</u> を補助 (見直し前:1/5)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその <u>1/2</u> を補助 (見直し前:1/3)

<補助対象事業>

- ①基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
 - ②接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用、カードレス導入費用（※HPKIカード取得は別途補助）
 - ③システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、運用テスト、運用立会い等
- ※①～③については、上記電子処方箋管理サービス導入費用の補助率による。（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額）

よくある間違い～おさらいを踏まえて

電子処方箋

残念な

勘違い 5選



本資料は、
Youtubeチャンネル
「薬局のアンテナ」
が作成した資料です

この動画の内容は2023年1月21日時点の既知情報を基にしており、正確な情報提供を心がけておりますが、解釈等が異なる可能性があり正確性を担保するものではありません。

本動画の活用により発生した不利益については一切の責任を負いかねます。
あらかじめご了承ください。

今回のテーマ

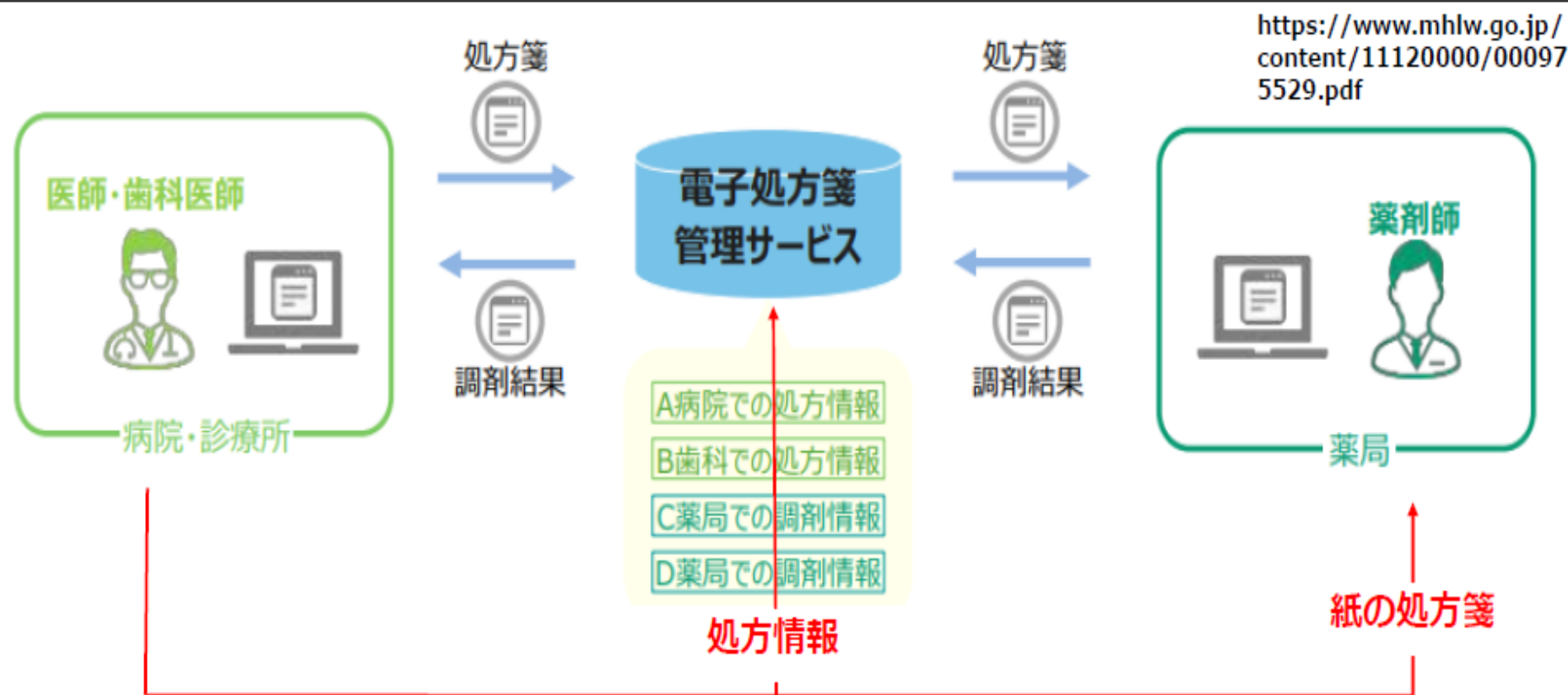
電子処方箋を正しく理解する

以下の「勘違い？」について解説します。

- ①導入しようとしているのは「電子処方箋」
- ②当薬局は導入しないので関係ない
- ③電子処方箋は急速に普及する
- ④電子署名＝H P K Iカードである
- ⑤導入すれば過去の薬剤情報がすべて閲覧できる

①導入しようとしているのは「電子処方箋」??

- ・導入しようとしているのは、「電子処方箋管理サービス」である
- ・導入により、処方／調剤情報閲覧、電子処方箋受取、重複／併用禁忌チェックが可能に。
- ・電子処方箋は管理サービスでやり取りできる情報の1つである



①導入しようとしているのは「電子処方箋」??

- ・電子処方箋≠電子処方箋管理サービス
- ・電子処方箋は「処方箋」、電子処方箋管理サービスは「仕組み」

薬局向け運用マニュアル

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unyou_manual_pharmacy.pdf

第3章 処方箋の確認・調剤 (電子処方箋管理サービス対応薬局 向け)

概要

薬剤師は、処方箋情報を調剤システム等に取り込んだ際、重
調剤予定の薬剤について手始めに薬剤師がいないか確認す

※厚労省説明資料では、
電子処方箋も含めた仕組みを
「電子処方箋」としている部分もある

手順

患者が提示する処方箋の種類によって、対応手順が異なります。

A 電子処方箋



B 紙の処方箋
(電子処方箋対応)



C 紙の処方箋
(電子処方箋非対応)



①電子処方箋の仕組み（おさらい）__処方箋は3種類へ



- ・ ①紙の処方箋（電子処方箋非対応）は今まで通り。
- ・ ②電子処方箋の場合、処方内容（控え）を患者が持参する。
- ・ ③の場合、処方箋左上の番号を基に処方情報を電子的に取得。（入力が楽に）

Image

処方内容（控え）

引換番号：123456

マイナンバーカードをお持ちでない方は上記の引換番号を薬局にお伝えください

氏名	発行年月日	使用期限
長谷 太郎	2023年 1月31日	年 月 日

※記載欄に印刷された内容に基いてご利用ください

（医療機関コード）13-1-1234567
〒100-0001 東京都港区千代田1番地1号
医療法人協会 基金病院
TEL 03-0000-0001 FAX 03-0000-0002
（処方医氏名） 長谷 太郎

【処方内容】

薬剤名	剤形	用量	用法
0101 アムロジウム塩エース錠（医療用）	5g	7日分	
0102 【剤】 カルボシステイン錠500mg	3錠	7日分	
0103 【剤】 アセトアミノフェン錠300mg	1錠		
【剤】 レバミピド錠100mg	1錠	10日分	
0104 デンチン軟膏0.1% 1mg	10g		

②電子処方箋の場合

③紙の処方箋 （電子処方箋対応）

Image

電子処方箋対応 処方箋
引換番号:123456

（この処方箋は、2枚の処方箋としてご利用ください。）

診療科目	診療時間	処方医氏名
内科	9:00-18:00	長谷 太郎

（患者氏名） 長谷 太郎 （性別） 男 （年齢） 45歳

（住所） 東京都港区千代田1番地1号

（電話番号） 03-0000-0001

（処方内容）

薬剤名	剤形	用量	用法
0101 アムロジウム塩エース錠（医療用）	5g	7日分	
0102 【剤】 カルボシステイン錠500mg	3錠	7日分	
0103 【剤】 アセトアミノフェン錠300mg	1錠		
【剤】 レバミピド錠100mg	1錠	10日分	
0104 デンチン軟膏0.1% 1mg	10g		

（処方医印）

（患者印）

（薬局印）

従来は、処方箋の情報をレセコンに入力する必要があった

②当薬局は導入しないので関係ない??

- ・ **関係あります**
- ・ ご自身の薬局が電子処方箋管理サービスに対応しているかどうかに関わらず、医療機関が電子処方箋を発行する可能性がある。

処方箋は3種類に・・・

手順

患者が提示する処方箋の種類によって、対応手順が異なります。



Image
ページ 1/1

処方内容(控え)

引換番号: 123456

マイナンバーカードをお持ちでない方は上記の引換番号を薬局にお伝えください

氏名	発行年月日	使用期限
基合 太郎	2023年 1月31日	年 月 日

※記載欄には発行年月日までの9日間有効

【医療機関コード】 12-1-1234567
〒106-0004 東京都港区新橋2丁目1番地3号

医療法人CQO会 基合病院

Tel. 03-0000-0000 FAX 03-0000-0002
(地方氏氏名) 基合 太郎

【処方内容】
変更不可

処方内容	数量	単位	用法
RY01 プラザチン商品エキス錠(医療用)	9	錠	7日分
RY02 【注】カルボキシステロイド300mg	0	錠	7日分
RY03 【注】アセトアミノフェン錠300mg	1	錠	1日1回
RY04 【注】シバクビド錠100mg	1	錠	1日1回
RY05 デンタシン軟膏D. 1% 1mg	10	g	

保険者番号	生年月日	昭和50年	1月	1日
001234567	10-123456789	(性別) 01		性別 男

公費負担者番号 公費受給者番号

②当薬局は導入しないので関係ない??

・電子処方箋管理サービス
に対応した医療機関（電子
処方箋を発行できる医療機
関）は以下から調べること
が可能。
→必ず確認しましょう

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). At the top, there is a navigation bar with links like 'ホーム' (Home), 'テーマ別に探す' (Search by theme), '報道・広報' (Press & Public Relations), '政策について' (About Policy), '厚生労働省について' (About MHLW), '統計情報・白書' (Statistics & White Papers), and '所管の法' (Laws under jurisdiction). Below this is a breadcrumb trail: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 電子処方せん対応の医療機関・薬局について. The main heading is '電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ' (Notice regarding medical institutions and pharmacies that accept electronic prescriptions). Below the heading are two bullet points: '電子処方せんに対応している医療機関・薬局はこちら' (Click here for medical institutions and pharmacies that accept electronic prescriptions) and '電子処方せん対応施設を検索できるサイトはこちら' (Click here for a site where you can search for facilities that accept electronic prescriptions). A section titled '電子処方せんに対応している医療機関・薬局はこちら' (Click here for medical institutions and pharmacies that accept electronic prescriptions) follows, with a subtext: '電子処方せん対応の医療機関・薬局のリストを公開しています。対応施設は徐々に拡大していく予定です。' (We are publishing a list of medical institutions and pharmacies that accept electronic prescriptions. Corresponding facilities are expected to expand gradually). At the bottom, there are links for downloading the list: '(エクセル)' (Excel) and '(PDF)' for both '電子処方せん対応の医療機関・薬局リスト (2023年1月15日時点)' (List of medical institutions and pharmacies that accept electronic prescriptions as of January 15, 2023). The Excel file is 39KB and the PDF file is 837KB.

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 電子処方せん対応の医療機関・薬局について

健康・医療

電子処方せん対応の医療機関・薬局 についてのお知らせ

- 電子処方せんに対応している医療機関・薬局はこちら
- 電子処方せん対応施設を検索できるサイトはこちら

電子処方せんに対応している医療機関・薬局はこちら

電子処方せん対応の医療機関・薬局のリストを公開しています。
対応施設は徐々に拡大していく予定です。

【エクセル】 [電子処方せん対応の医療機関・薬局リスト \(2023年1月15日時点\)](#) [Excel: 39KB]
【PDF】 [電子処方せん対応の医療機関・薬局リスト \(2023年1月15日時点\)](#) [PDF: 837KB]

②当薬局は導入しないので関係ない??

- ・電子処方箋管理サービス非対応の薬局は、電子処方箋を受け付けることができない。
- ・患者さんに迷惑が掛からないように、対応を検討しておく必要がある。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

Q:

医療機関で電子処方箋を選択した患者が電子処方箋非対応の薬局に来局した場合、調剤はできますか。

Answer:

調剤できません。

電子処方箋に対応する薬局に行く必要があります。

どうしてもその薬局で受け付ける場合は、

医療機関で電子→紙へ切り替えを行って頂く必要があります。

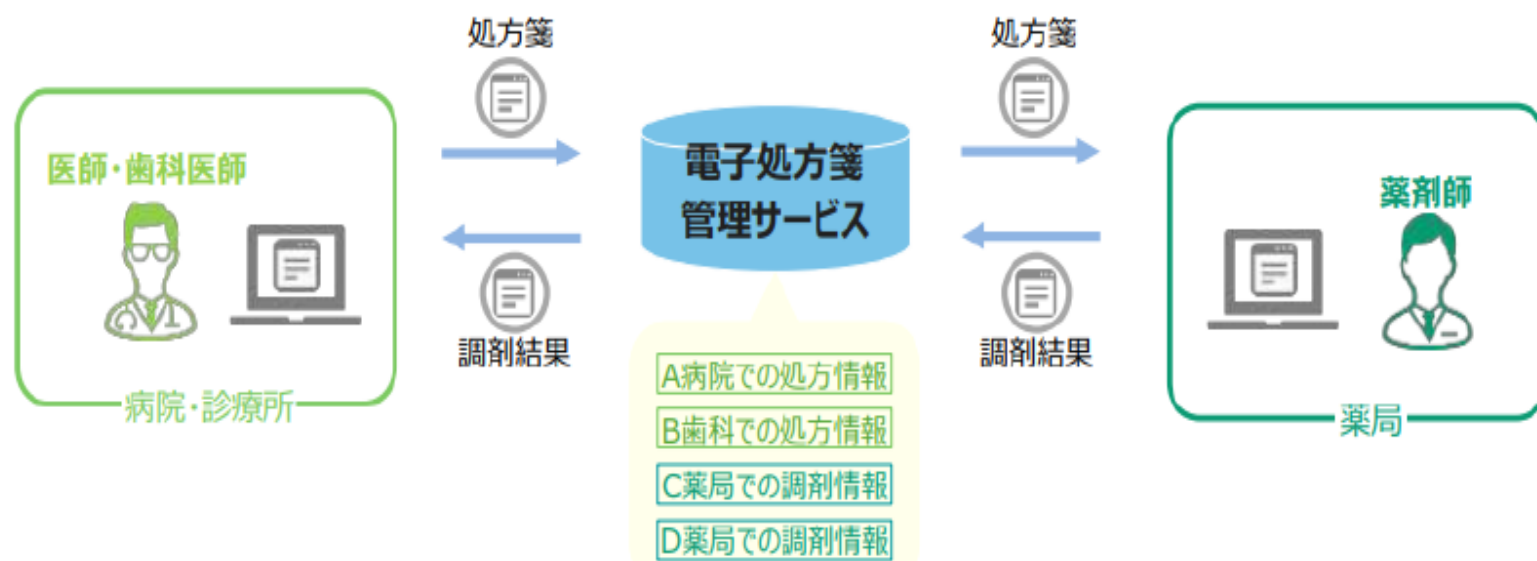
③電子処方箋は急速に普及する??

- ・電子処方箋は、急速には普及しない（私見）
- ・急速に普及するのは電子処方箋管理サービスの方です。

<電子処方箋管理サービスの導入目標>

令和5年3月末にはオン資導入した施設の7割程度に導入

令和7年3月末にはオン資を導入した施設の概ね全てに導入



③電子処方箋は急速に普及する??

電子処方箋管理サービス対応
医療機関での受付時



電子処方箋にするか、
紙の処方箋にするかは**患者が選ぶ**

＜2つの課題＞

- ①患者が選べることを知らない可能性
(医療機関スタッフも声掛けしない?)
- ②患者がメリットを感じない可能性。

・来院患者目線では、電子／紙の処方箋のいずれの場合でも、
薬局で紙を提出することには変わらない。（紙の種類が違うだけ）
→来院患者目線では、大きなメリットは見当たらない。

電子処方箋の場合

紙の処方箋
(電子処方箋対応)

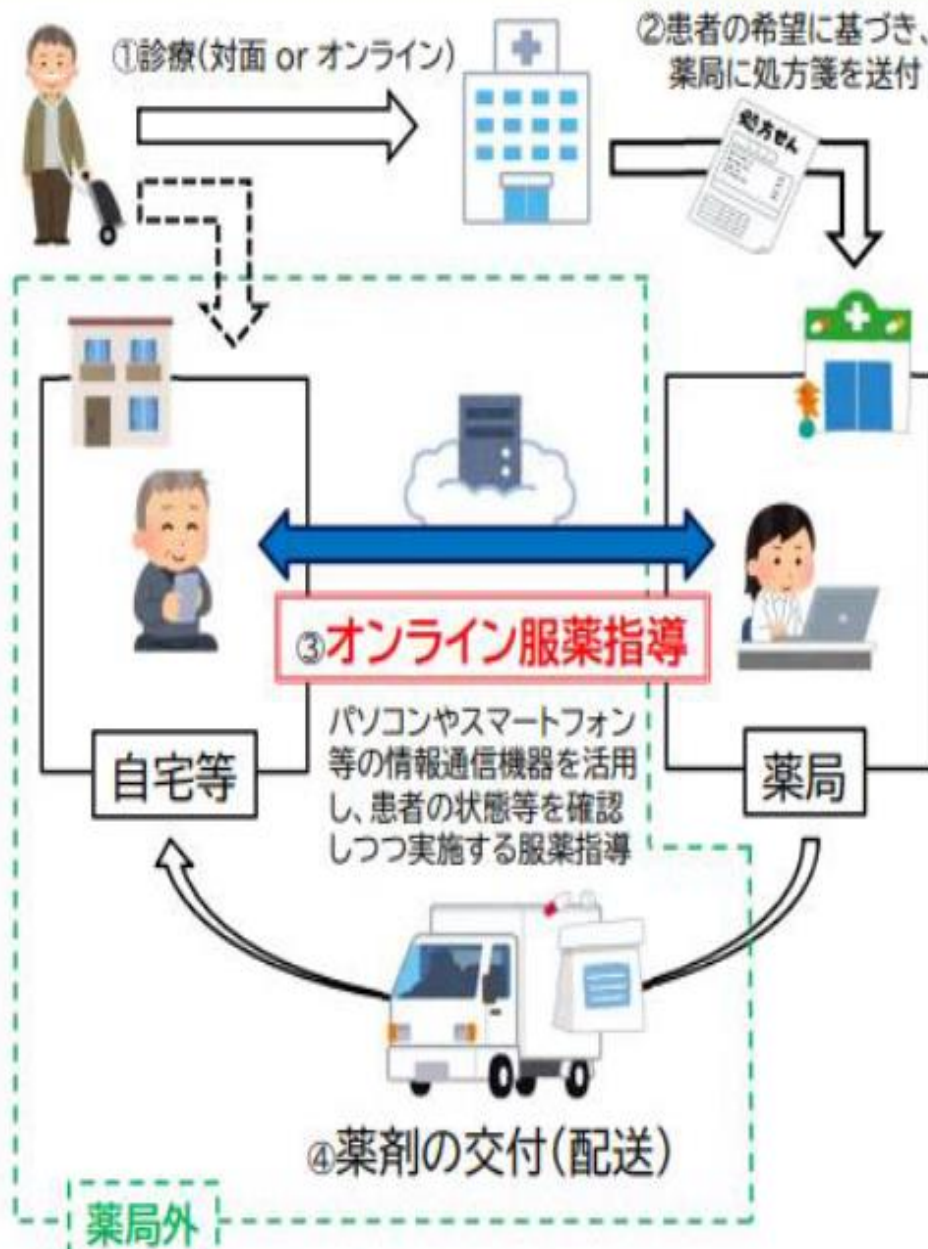
64

③電子処方箋は急速に普及する??

- ・メリットがあるとなれば、オンライン服薬指導の場合ではないか
- ・オンライン服薬指導自体がそれほど普及しておらず、電子処方箋の普及も時間がかかりそう。



電子処方箋は、急速には普及しない
(私見)



④電子署名＝HPKIカードである??

電子署名

調剤結果に、調剤を担当した薬剤師の電子署名を付与します。

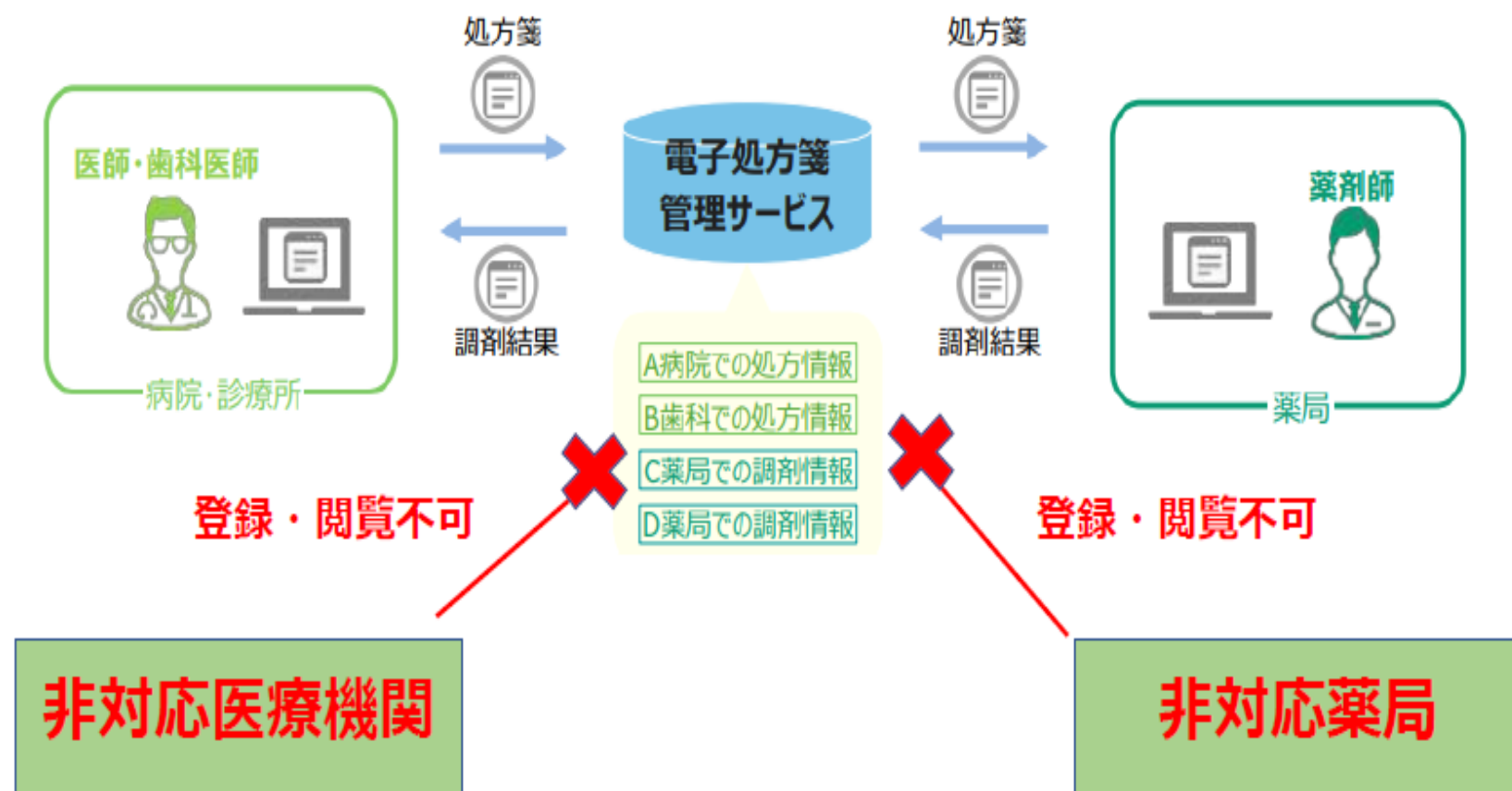
※ 電子処方箋受付時は**必須**、紙の処方箋受付時は任意となります。



現時点で電子署名で
きるのは、HPKI
カードのみ。今後は
他の方法で電子署名
ができる可能性

⑤導入すれば過去の薬剤情報がすべて閲覧できる??

- ・ 閲覧できるのは、薬剤情報（レセプト）ではなく、処方／調剤情報
- ・ 電子処方箋管理サービス非対応の医療機関や薬局の情報は閲覧不可
- ・ 健康保険証では閲覧不可（マイナ保険証で患者同意が必要）



⑤導入すれば過去の薬剤情報がすべて閲覧できる??

薬局向け運用マニュアル

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unity_manual_pharmacy.pdf

情報の種類	情報の内容	マイナ保険証（同意あり）	健康保険証
過去の処方／調剤情報	いつ処方／調剤されたか どこで処方／調剤されたか どの薬が重複・併用禁忌か	閲覧可	閲覧不可
今回の処方の重複・併用禁忌チェック結果	・今回処方のうち、 どの薬が重複投与に該当するか どの薬が併用禁忌に該当するか	閲覧可	閲覧可

今回処方（ボルタレン）が併用禁忌に該当することはわかって、過去のどの薬とボルタレンが併用禁忌なのかは不明。（健康保険証）

よくあるご質問

オンライン資格確認と電子処方箋は同時に導入できますか？

同時に導入可能です。ただし、オンライン資格確認の原則義務化の動きを踏まえ、今度末にかけてシステム事業者の対応が通常よりも時間が掛かる可能性があるため、いずれの導入についてもお早めの導入をお願いします。なお、補助金についてもオンライン資格確認及び電子処方箋の両方を受け取ることができます。

健康保険証の原則廃止に伴い、電子処方箋で健康保険証は使えなくなるのでしょうか？

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」において、将来的に健康保険証の原則廃止を目指す方針が打ち出されています。健康保険証が廃止されるまでの間は、電子処方箋の仕組みでは、マイナンバーカード及び健康保険証の両方に対応する予定です。

電子カルテシステム以外のシステムでも電子処方箋に対応できるのでしょうか？

電子カルテシステムをご利用しておらず、レセプトコンピュータで処方箋を発行している医療機関の皆様においても電子処方箋に対応できます。

※ご使用いただいているシステムが電子処方箋に対応しているかは、システム事業者にご相談ください。

電子署名を付与する手段をまだ持っていませんが、導入に向けて問題なく取得できるのでしょうか？

制度上は、HPKIカードを用いた電子署名に限られておりませんが、現時点で利用可能な電子署名等としてはHPKIカードがあります。

2023年1月の電子処方箋開始までに、皆さまに取得いただけるよう、国としてもHPKIカードの普及に向けた各種施策を検討しています。

※HPKIカードは、医師・歯科医師、薬剤師ごとに必要となります。

※HPKIカードの発行申請数によっては、カード発行までに通常よりも時間が掛かる可能性があります。

電子処方箋はどのような患者さん、処方箋を対象としているのでしょうか？

電子処方箋は、マイナンバーカード及び健康保険証を利用する患者さんにご利用いただけます。対象となる処方箋として、約75%を占める院外処方箋を対象としています。

ただし、2022年度診療報酬改定で導入が決定したリフィル処方箋や医療機関・薬局間の連携が発生しない院内処方箋などについては、令和5年1月時点では対象外としています。※将来的に対応するかは現在検討中です。

電子処方箋と電子版お薬手帳は連携するのですか？

患者さんは、電子版お薬手帳アプリで、電子処方箋管理サービスのお薬のデータを表示できるようになります（データはアプリに保管）。また、医療機関で受け取った処方箋を事前に薬局に送付したい場合、引換番号と被保険者番号などを電子版お薬手帳アプリ経由で送信することもできます。それらを受け取った薬局では、患者の来局前に、電子処方箋（原本）を電子処方箋管理サービスから取得することで、速やかに調剤を開始できます。

※電子版お薬手帳アプリが対応しているかは事前に確認する必要があります。

①電子処方箋管理サービスのお薬が参照可能に！

②処方箋の事前送付により、患者の待ち時間短縮に！



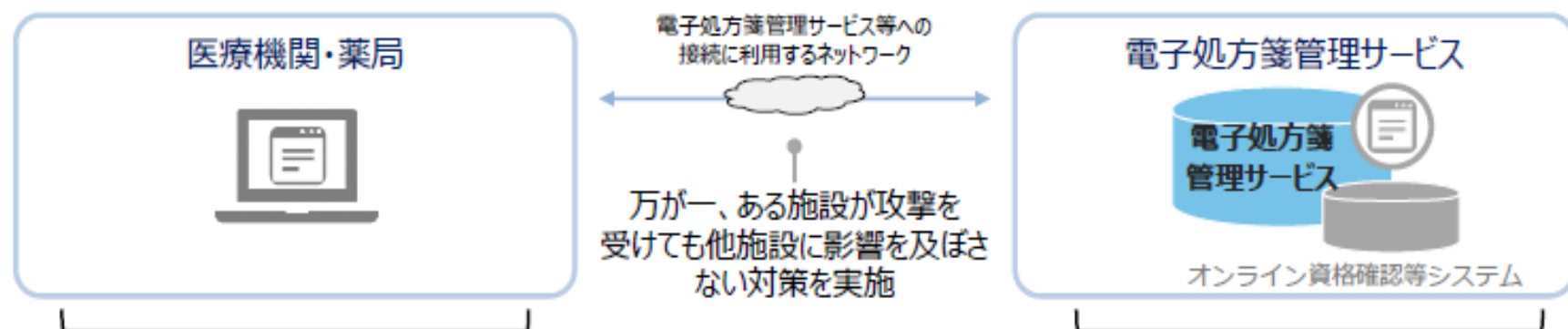
質問 医療施設がサイバー攻撃を受けたという記事を見ましたが、電子処方箋の仕組みは安全ですか？

回答

- 電子処方箋管理サービス側では、皆さまに安心して電子処方箋を利用いただけるよう、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、不正通信の監視・遮断等の各種対策を実施しています。また、万が一、ある施設がサイバー攻撃を受けたとしても、他の施設に影響を及ぼさない仕組みです。
- 医療機関・薬局の皆さまにおいても、電子処方箋の利用にあたり、日々の診療業務を継続するために、いま一度上記ガイドラインに沿った必要な対策の徹底が重要となります。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、必要な対策を実施してください

電子処方箋の仕組みを安全にご利用いただくためのセキュリティ対策を実施しています



事前対策例

- ・ 攻撃を受けた場合の対応・報告先等の確認
- ・ データのバックアップ取得
- ・ アンチウィルスソフトの導入 等

事後対策例

- ・ 攻撃を受けたサーバ等の遮断
- ・ 外部ネットワークとの接続を遮断
- ・ バックアップデータへの復元 等

- ・ 不正通信の監視や遮断
- ・ データに対するアクセス制御

- ・ サーバやネットワーク機器への不正アクセスの検知・通知 等

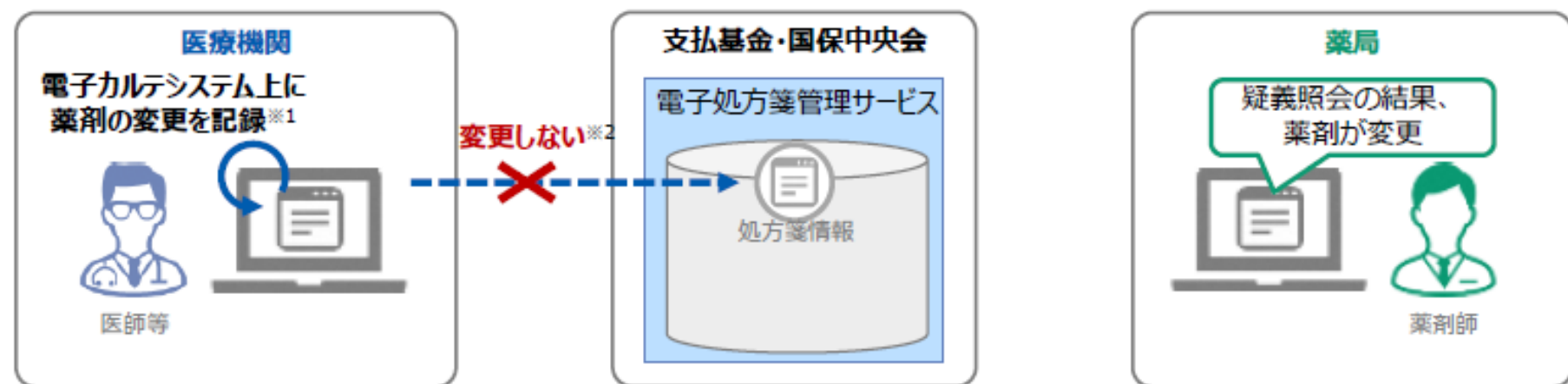
質問 疑義照会を踏まえて処方する薬剤が変更された場合、

医療機関側は電子処方箋管理サービスの処方箋のデータを変更する必要がありますか？

回答

- 電子処方箋管理サービスに登録した処方箋のデータについては変更不要です。
(従来と同じように、疑義照会を踏まえて医療機関側で発行済みの処方箋自体を書き換えることはしません。)
- 電子カルテシステム上で事後的に変更内容を記録する場合は、各医療機関の運用に従ってください。

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。
(なお、従来どおり、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。)



※1 医療機関毎に運用方法が異なります。

※2 どうしても電子処方箋管理サービスに登録済みの処方箋を修正する必要がある場合、薬局側が処方箋の受付取消処理を実施した後に、医療機関側で処方箋を修正できるようになります。ただし、修正後は処方箋に紐づく引換番号も変わるため、必ず新しい引換番号を患者に伝達してください。



Q:

電子処方箋を導入した後、疑義照会はどのように行いますか。

Answer:

従来どおり、電話などで医師・歯科医師に疑義照会を行ってください。
電子処方箋管理サービスで疑義照会を行う仕組みはありません。

現行運用同様、処方箋自体を書き換えるわけではないため、医療機関側が電子処方箋管理サービス上のデータを修正する必要はありません。

薬局が変更を反映した調剤結果を作成し、電子処方箋管理サービスに送信します。

チャンネル登録

疑問を解消！電子処方箋の「あれこれ」にお答えします



メンバーになる

チャンネル登録

👍 46



🔗 共有

三+ 保存



電子処方箋の運用通知・FAQ・参考資料

オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の運用についてを示しています。

- [「電子処方箋管理サービスの運用について」の改正について（令和5年1月26日）](#) [PDF:1,156KB]
- [別添のみ](#) [PDF:866KB]
- [別紙のみ](#) [PDF:756KB]

過去の運用通知は以下に掲載しています。

- [電子処方箋管理サービスの運用について（令和4年10月28日）](#) [PDF:1,008KB]

よくあるお問い合わせ（FAQ）を掲載しています。

- [よくあるお問い合わせ（FAQ）（令和5年2月10日更新）](#) [Excel:69KB]

その他参考となる資料を掲載しています。

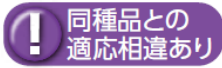
- [電子署名の運用フロー（令和4年11月21日）](#) [PDF:706KB]
- [重複投薬等チェックの概要（令和4年12月16日）](#) [PDF:244KB]

武田テバ6月追補品 製品戦略

薬価基準未収載

2023年6月 薬価収載予定製品一覧

オーソライズド・ジェネリック

製品名	同種品名
 処方 持続性AT₁レセプターブロッカー アジルサルタン錠10mg・20mg・40mg 「武田テバ」 アジルサルタン錠 	アジルバ錠
 処方 定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤 フルチカゾンフランカルボン酸エステル 点鼻液27.5μg「武田テバ」56噴霧用・120噴霧用 フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液	アラミスト 点鼻液



小児の用法用量は取得していません



処方箋医薬品（注意－医師等の処方箋により使用すること）



2023年2月 承認取得製品

薬価基準未収載

アジルサルタン錠10mg・20mg・40mg「武田テバ」



規格	10mg	20mg	40mg
包装単位	PTP包装：100錠（10錠×10） 500錠（10錠×50）	PTP包装：100錠（10錠×10） 500錠（10錠×50） バラ包装：500錠	PTP包装：100錠（10錠×10） 500錠（10錠×50） バラ包装：500錠
同種品名（薬価）	アジルバ錠10mg (93.80円)	アジルバ錠20mg (140.20円)	アジルバ錠40mg (210.20円)



2023年6月 薬価収載予定製品

薬価基準未収載

フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5 μ g
「武田テバ」56・120噴霧用


規格	56噴霧用	120噴霧用
包装単位	6g×1	10g×1
同種品名 (薬価)	アラミスト点鼻液27.5 μ g56噴霧用 (1,672.50円)	アラミスト点鼻液27.5 μ g120噴霧用 (3,513.80円)

■ 先発品と同一のデバイス・製剤のAG

人間工学に基づいた握りやすく押しやすい横押し型
残量が小窓から確認できる ソフトな霧で刺激が少ない

■ 包装単位は1本単位

■ 先発品と似た包装デザイン

同じ形のラベル 同様のマーク ラベル個装箱ともに同系色

■ QRコードによる使用方法動画へのリンク



武田テバ AGのポジショニング



先発品と

原薬

添加物

製造方法

製剤の
製造工場

製剤上の
特徴

効能効果

が同一です

種類	服薬指導せん	高血圧症患者さん向け冊子
概要	アジルサルタン錠「武田テバ」を服用される方へ (A6サイズ・2頁) 	血圧手帳 (B6サイズ・36頁) 

種類	高血圧症患者さん向け冊子
概要	高血圧症の治療を受けられる患者さんへ (A5サイズ 12頁 冊子／A4サイズ 4頁分 リーフレット) ● 高血圧  冊子 リーフレット ● 食事療法  冊子 リーフレット ● 運動療法  冊子 リーフレット 監修 自治医科大学 内科学講座循環器内科学部門 教授 苅尾 七臣 先生 監修 帝京大学 福岡医療技術学部 医療技術学科 教授 河野 雄平 先生 監修 日本医療大学 総長 島本 和明 先生